

福島第一原発トリチウム汚染水(ALPS処理水) 海洋放出方針に関する意見交換会の記録

日時:2023年7月23日(日)13:30~16:35

場所:けんしん郡山文化センター(郡山市民文化センター)

第3会議室(福島県郡山市堤下町1番2号)

原子力規制庁出席者1名

地域原子力規制総括調整官(福島担当)

南山 力生

東京電力出席者(福島復興本社から4名)

復興推進室 副室長 石井 淳

広報グループ次長 山崎 敦史 ほか2名

市民側参加者:約40名(記者数名含む)

(注:この記録はチェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西とヒバク反対キャンペーンの責任で録音を文字再生したものであり、発言者によるチェックを受けたものではありません。)

[福島から脱原発福島県民会議共同代表の狩野光昭さんの冒頭発言] 6月12日の意見交換会から約1ヶ月間すぎて、前回はなかなか、議論が煮詰まり、噛み合うことがなかったの、今回、それに続いて第2回目ということで、意見交換会に出席して頂いて、東京電力、規制庁の関係者の皆さん、大変有り難うございます。私たちはALPS処理水ということではなくて、汚染水というふうな認識でとらえているわけでありまして、政府のほうで海洋放出の時期については、春から夏頃というふうにしていて、一貫して放出方針は変わらないということで、もうすでに地中(海底トンネル)もあけてということも踏まえてですね、私たちは従来から、海洋放出ではなくて、陸地保管で対応していくというような主張をずっと一貫して、主張しております、そのことには変わりありません。2015年の「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」というような確認書の方針において、現在においても、相馬双葉漁協も海洋放出には反対であるということには変わらないということであると思います。先日は、IAEA包括報告書の見解において、一定程度の放出についての意見をもらったというようなことの見解で、科学的な見解をもってですね、放出してもいいというような考え方に際して、準備をしているわけでありまして、関係者の理解を得ていない中で、東京電力は放出のための工事は完了して、いつでも放出できる準備をしていくということで、これに対して、約束違反じゃないかという、前回の私たちの申し入れに対して、その回答は、関係者に丁寧に説明して行くというようなことでの回答でありまして、私たちはそれについては納得できないというようなこともありますので、今回、そこら辺の見解についての意見交換をしていきたいと思っております。ご存じのように今回のですね、放出時期が迫る中で、中国、香港についても、日本の魚介類の輸入に際して検査を強化するというところで、実際の害も出てきているような状況でありますので、そういった国際関係も踏まえた中でですね、私たちはやはり、陸上保管というものの検討を今回も含めて求めていきたいというふうに思っておりますので、お互い、忌憚のない、胸

襟を開いた意見のやりとりをしていきたいと思っておりますので、ぜひ、ご協力、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。以上で、代表のご挨拶に代えさせていただきます。

[司会] みんな関係者だと私たちは認識しておりますけども、今日は、新地町から一番の関係者としての漁業者の小野春雄さんが来てくださっているの、冒頭に挨拶を兼ねて、思いを聞いて頂いた上で東電さんと規制庁のほうから、ご回答を頂きたいと思ひます。

[新地町から漁業者の小野春雄さんの冒頭発言] 宮城県との境で、漁師歴55年の小野と申します。先週も、18日に東電と我々との意見交換があつて、いい答えがなくて、実際に、皆さんが海っていうのがどういふものかわからないと思ひますけど、海って、魚を捕って、我々の仕事場です、実際に。仕事場はそれ以外にないですから。皆無ですから。東電や国に訴えたんだけど、いつから我々は本格操業に入れるんですかと、わからない。廃炉はいつ頃終わるんですか？わからない。なぜ、こういう事態で、地下トンネルをやったのか。やるべきでないことが先なんですよ。東電や国がやるべきことは、我々が、安心して海で仕事場を自由に使う、今は自由に使うことができないですから。今日は休みで、明後日は仕事にいて、あと2回で10回になる。今8回出てるんですよ。大体、私は10回、基本的に10回と決まってるんですよ。10回を超えて出はダメなんですよ。1ヶ月に10回という規制もあるし、約束は守ります。我々もね。常識あるし、ちゃんと管理もしているし、一番私不思議に思つたのは、海って大事なんですよ。皆が使う海なんですよ。いろんな行事があるんですよ。我々の場合には10年に1回のお祭りがあるんですよ。お祭りにちゃんと神輿を引き、そして、身体を清める。私に子どもが生まれれば、ちゃんと3日間何もしないんですよ。私は船に乗ることができないんですよ。そして、ちゃんと身体を清めるんですよ。朝に。1月の雪が降つたときも、どんなことがあつても、ちゃんと身体を清めるんですよ。それくらい、海って、清らかな、大事な海なんです。南相馬にだって、江戸時代から続いた「はんもり」っていうのがあるんですよ。浜守するためには、潮水を探つて、その潮水を神様にあげるんですよ。こういうとこに汚染水を流していいわけじゃないですよ。海って、皆のものですよ。人間のじゃないですから。皆が使うんですよ。海水浴もする、釣りもする、サーフィンもする。そんな大事なところに、なぜ海に流すんですか。根本的なことなんですよ。海の代謝ってわからないですよ、漁師以外には。我々は命がけでとってくるんですよ。そんな魚を保存するだの、凍結するだの、我々はそういうために魚を消費者に提供しているわけではないですよ。美味しい魚を捕るために我々はいろいろな工夫をして、今は夏ならちゃんと氷を持って、ちゃんと鮮度を保つて、より高く、漁師の一番の目的は、いかに高く売るかですよ。今はほんとに高いですよ。それが、もし流せば、魚は売れないんですよ。それは、実際に12年前にあつたんですから。東

京築地で、福島県の魚はいらないって。我々の努力でやっと元に戻った、努力して、魚が売れるようになって、子々孫々に迷惑を掛けないように我々はやっているんだから、何も、海に流す必要がないのに、なんで、海に、海にとって、海はゴミ箱じゃないんですよ。何でも海に流せば罰金食うんですよ、我々だって。罰金ですよ。何で汚染水だけがまかり通るんですか。絶対おかしいですよ。今の時代に、何でもダメ、かんでもダメ、我々だって、かつては下水だってなんでも海に流しました。ダメになって、禁止になって、ゴミ一つ出せないんですから。汚染水だけが、何でまかり通るのかということですよ。言ってることが子どもみたいですよ。誰が見たっておかしいでしょう。ゴミバッグもダメ、ゴミもダメ、何もダメ、かにもダメ、だけど、まかり通るのが汚染水ですよ。汚染水じゃなくて、処理水。貯まったものを流すんだもの、元々は汚染水でしょう、それは。言ってる人は処理水だって、我々は汚染水だと思ってるんだから、身体を清める、海は偉大なんです。海の恩恵を人間は受けてるのに、人間が何で流さなくちゃならないんです。海に、1月、2月の寒い時期に行ってみな。凍える。手が凍えるんですよ。身体がしびれるんです。消費者に届けるために、そうした海からとってくるんです。一生懸命。美味しい魚を食べさせるために。保存するために捕ってくるわけじゃないですよ。魚の卸だって難しいんですよ。1月に百円の魚でも、6月、7月だと、1万円も2万円もする魚があるんですよ、同じ魚でも。魚だって、時期によって美味しい魚もあるし、値段も違うし、色々あるんですよ。我々は海が汚されることが一番困るんですよ。我々の本格操業がいつから始まりますよと、わかれば安心なんです。我々は先が見えないから不安定なんです。福島県民だけ、なんで、意味わかんないですよ。耐えて、耐えて、耐えて、12年間耐えたんですよ。まだ、40年も100年も耐えろと言うんですか、我々に。福島県は何も解決してないんですよ。恩恵を受けたのは東京でしょう。ロンドン条約だかなんだかわからないけど、福島県に流す必要がないんですよ、これ。もし流すんだったら、恩恵を受けた東京湾ですよ。福島県民はおとなしいんですよ。福島県民は自分の県を守らないと。100年後はどうなるかわからないよ。とてつもないデブリって爆弾に近いんですよ福島県民にとっては。大変なことが起こることもあり得るんです、これね。デブリを取出す目処が出てない。何も出てないのに、一番やってはいけないことをやろうとしている。やる必要もないでしょう。我々の本格操業の見通しがついた、廃炉の見通しもついた。それで、タンクに溜まり続ける。どうかお願いしますと言うんならわかりますよ。話が逆なんです、これ。私、意味がわかんないです、これ。なぜ、地下工事が始まったんだか。本当に。そんなのやる必要ないんですよ。ちゃんと、タンクに保管すればいいことなんだから。タンクに保管することによって誰にも迷惑がかからないんですよ、これ。もし流せば、子々孫々に、30年か、50年後に明確になる。ここに人、30年後、50年後にいないでしょう。我々は

逃げるできないんですよ。ここを離れることはできないんですよ、仕事場だから。仕事場がなくなれば、廃業ですから。あんたらはいいですよ、30年後、50年後にどうなってるかわかんないから。移動もできるし、やめることもできるけど。漁業者は特別、海を離れることができないんですよ、仕事場だから。今、大事なことは、ここに今、仕事がないということです。現実に。皆無ですから。これくらい、肉体的苦痛、精神的苦痛、聞いてもらいたいですよ、我々の声を。そういうことですから、絶対に流さないように、お願いします。本当にお願いするしかないですよ。

[原子力規制庁から南山力生さんの冒頭挨拶] 本日はこういう場を設定して頂きまして、大変有り難うございます。誠心誠意お答えいたしますし、時間の限り、きちっと答えたいと思っておりますが、なるべくわかり合えるような形で、終わればよいなと思っておりますけども。特にまとまった挨拶でもございませんけども、よろしくお願ひいたします。

[東京電力から石井淳さんの冒頭挨拶] まずは、福島第一原子力発電所の事故から12年が経過してございます。今もなお、広く社会の皆さまにですね、ご迷惑、ご心配をおかけしていることに関しまして、深くお詫び申し上げます。福島第一原子力発電所の廃炉作業につきましてはですね、多様なリスクを適切に評価をさせて頂きながら、長期的、継続的にですね、リスクを下げていくようなことが大事だと考えてございます。引き続き、安全を最優先にですね、廃炉作業のほうを進めさせて、着実に進めさせて頂くことが事故の責任を果たしていくことだというふうに思っておりますので、引き続き頑張るって行きたいと思っております。本日はですね、政府交渉呼びかけ10団体様からのご要請に基づいて、前回6月12日の意見交換、7月3日に文書回答、に引き続きの意見交換というふうに伺っております。頂いたご質問書につきましてですね、事前にご回答できず、本当に申し訳ございませんでした。ちょっと準備が整わずですね、私どものほうも鋭意資料のほうを作成させて頂いて、本日も用意させて頂いておりますので、後ほど読み上げさせて頂きながら、ご確認を頂ければと思っております。よろしくお願ひ致します。

質問1.「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との文書確約について【東京電力】

(1)福島県漁連は6月30日の総会で、「ALPS処理水の海洋放出に反対であることはいささかも変わらない」とする特別決議を全会一致で決議し、全漁連も6月22日に同趣旨の総会決議をしています。いずれも4回目の決議であり、東京電力と政府による「丁寧にご説明をさせていただき取り組みを重ね」た結果を受けての明確な返答であり、極めて固い意思表示だと言えます。東京電力として、「このような決議が変わらず続く中では、理解が一向に得られておらず、ALPS処理水の海洋放出は強行できない。」と表明すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

[東電回答] 当社としては、引き続き、ALPS 処理水の処分を含めた、福島第一原子力発電所の廃炉・処理水等対策について、丁寧にご説明させていただき取り組みを重ねてまいります。

(2)「関係者」とは通常、「客観的な関係性」に基づき、「ALPS処理水の海洋放出に関係するすべての利害関係者(ステイクホルダー)」とされるべきところ、上記の考え方によれば、福島県漁連等の構成員であっても、「立場や考え方が異なれば関係者ではない」と排除しているかのように受け止められます。他方、東京電力は2022年8月30日、被爆77周年原水爆禁止世界大会福島大会実行委員会の申入れに応じた際、「関係者とは、漁業関係者、地元関係者に加え、福島県および廃炉・汚染水福島協議会メンバーである」と回答しています。つまり、「関係者」とは、福島県漁連・近隣県漁組合・全国漁業組合連合会などの漁業関係者、JA福島中央会・福島県林連・福島県生協連・福島県水産加工業連合会・復興共同センター・福島県・県内市町村議会および廃炉・汚染水福島協議会メンバーなどの地元関係者、さらには、のべ約80万人の第一次・第二次海洋放出反対署名への署名者や中国・韓国・太平洋諸島など海洋汚染の影響を受ける国内外の人々であり、立場や考え方の違いによって排除されるべきではないと私たちは考えますが、いかがですか。

[東電回答] 繰り返しになりますが、『関係者』については、人によって、様々なお立場、背景、影響の度合いがあり、考え方、捉え方もそれぞれ異なることから、明確に線引きすることは難しいと考えております。当社は、事故の責任を全うする実施主体として、漁業関係者などの地元をはじめとする皆さまの様々なご意見をお伺いしながら、福島第一原子力発電所の廃炉・処理水等対策の各取り組みについて当社の考えや対応をご説明させていただき、ご理解を深めていただくことが重要と考えております。

(3)「さまざまなご意見」を伺いながら、ことごとく無視し、「基本方針ありき」で準備作業を着々と進め、一方的な説明を淡々と実施し続けてきたことこそが、「関係者の理解を妨げている」と認識すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

[東電回答] 当社は、原子力事故を起こした福島第一原子力発電所の放射線リスクを継続的に低減していくための「廃炉・処理水等対策」を、安全の確保を大前提に、着実に進める責務があると考えております。

引き続き、漁業関係者の皆さまをはじめ地元の皆さまに対し、ご意見を伺いながら、廃炉・処理水等対策に関する当社の考えや対応について、説明を一つひとつ重ねてまいります。

(4)海洋放出設備の使用前検査に合格し、海洋放出の準備作業がすべて完了したとしても、また、たとえ政府が海洋放出を最終決定したとしても、「関係者の理解が得られない限り、東京電力として海洋放出を強行することはない。」と表明すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

[東電回答] 当社としては、引き続き、ALPS処理水の処分を含めた、福島第一原子力発電所の廃炉・処理水等対策について、丁寧にご説明させていただき取り組みを重ねてまいります。

質問2.「サブドレン及び地下水ドレン運用指針」および「福島第一原発 特定原子力施設に係る実施計画」について【原子力規制委員会】【東京電力】

(1)東京電力は7月3日の回答で、海側遮水壁閉合に伴う地下水ドレン汲上げによる「集水タンクへの移送量が想定よりも多く、集水タンクへの移送停止で地下水位の上昇

が継続し、地下水ドレンの汲み上げ水の移送先を集水タンクから2号タービン建屋へ切り替えた」と答えていますが、海側遮水壁閉合に伴う地下水ドレン汲上げ開始直後のデータとは整合しません。7月3日の回答は「緊急対応」をでっち上げるために虚偽の事実をねつ造したものだ」と私たちは考えますが、いかがですか。そうでないと主張するのであれば、それを裏付ける地下水位と移送量などの時々刻々のデータを示してください。

[規制庁回答] なし

[東電回答] 地下水ドレンが稼働した2015年11月以降の地下水位及び移送量のデータが示すように降雨により地下水位が上昇してきたために、先回回答の通り、汚染した地下水が海洋へ流出することを回避するためにタービン建屋へ移送しています。2015年11月汲み上げ開始当初はT.P.2m(Tokyo Peilの略、東京湾平均海面基準の標高2m)を一つの目安として、降雨により水位が上昇すると、汲み上げ量を増加させて、T.P.2mに水位低下させるという運用を行ってまいりました。

データは、別紙『2.5m 盤水位』及び『地下水ドレン移送量』を参照。

(2)海側遮水壁閉合後に中継タンクAとBからほぼ全量がタービン建屋へ移送されたのは、「集水タンクへの移送量が想定よりも多かったため、集水タンクへの移送を停止して、タービン建屋への移送へ切り替えた」のではなく、「全量を集水タンクへ移送すれば満水時に1,500Bq/Lを超える恐れがあったからだ」と私たちは考えますが、いかがですか。そうでないと主張するのであれば、それを裏付けるトリチウム濃度などのデータを示してください。

[規制庁回答] なし

[東電回答] 集水タンクへの地下水ドレンの移送量が増加すると、集水タンク内のトリチウム濃度が上昇することを想定していたことは、先回回答の通りです。地下水位を保持するために必要な移送量が想定以上に多く、汲み上げを停止すると、汚染した地下水が海洋へ流出する虞があるために、タービン建屋へ移送しています。その後、陸側遮水壁及びフェーシングの効果により、汲み上げ量の増加が抑制されてきた状況を踏まえて、汚染水発生量の抑制にも努めています(集水タンクへの移送を増加)

集水タンクのトリチウム濃度データは、別紙『集水タンクH3濃度』を参照。

(3)(1)と(2)で明らかのように、「緊急対応」すべき事態など発生しておらず、地下水ドレン汲上げ水の中継タンクAとBでトリチウム濃度が予想通り高く、実施計画に従って集水タンクへ全量移送すると1,500Bq/Lを超えてしまうため、実施計画にない「タービン建屋への移送ラインを設置」し、規制委は実施計画の変更申請を求めず、黙認したというのが実態ではないかと私たちは考えますが、いかがですか。そうでないと主張するのであれば、「緊急対応」を要する事態だったと言える証拠データを示してください。

[規制庁回答] 令和5年5月10日の第10回原子力規制委員会資料1で示しているとおり、タービン建屋に移送され、汚染水として処理され、タンクに貯留されている「地下水ドレン汲上げ水」は、2015年当時、海側遮水壁の設置

により地下水位が上昇したため、汚染された地下水が直接海に流出しないよう、緊急対応の一環としてタービン建屋に移送されたものと承知しています。

[東電回答] (1)の繰り返しとなりますが、地下水ドレンが稼働した2015年11月以降の地下水位及び移送量のデータが示すように、降雨により地下水位が上昇してきたために、前回回答の通り、汚染した地下水が海洋へ流出することを回避するためにタービン建屋へ移送しています。2015年11月汲み上げ開始当初はT.P.2mを一つの目安として、降雨により水位が上昇すると、汲み上げ量を増加させて、T.P.2mに水位低下させるという運用を行ってまいりました。

データは、別紙『2.5m 盤水位』及び『地下水ドレン移送量』を参照。

(4)「ウェルポイント汲上水のタービン建屋への移送ライン」も、「地下水ドレン汲上水のウェルタンクを介したタービン建屋への移送ライン」も、本来は実施計画対象設備にあたり、実施計画に記載すべきものだったと私たちは考えますが、いかがですか。そうであれば、原子力規制委員会の瑕疵が疑われ、その責任が問われます。そうでないと主張するのであれば、その根拠を具体的に示してください。

[規制庁回答] 令和5年5月10日の第10回原子力規制委員会資料1で示しているとおり、2015年当時、「地下水ドレン汲上げ水」のタービン建屋への移送が緊急対応の一環であることから、実施計画に当該移送に係る設備等を記載することは求めておりません。

[東電回答] 発災当時に流出した汚染水の影響で、2.5m盤は汚染レベルの高い地下水が存在し、更なる海洋への流出防止対策として、水ガラスによる地盤改良を実施しておりますが、これにより局所的に地下水位が上昇して地盤改良を超えて汚染が拡大することを防止するために、仮設備にてウェルポイントを設置しており、緊急対策として実施しているものです。また、ウェルタンクを介した2号タービン建屋への移送ラインも、地下水位の上昇に伴い汚染した地下水の海洋への流出を回避するため緊急的な対応として使用したものです。

(5)地下水ドレン汲上げ水前処理後の濃縮塩水移送先を3号機とした本当の理由は、「ウェルポイント汲上げ水と地下水ドレン汲上げ水のウェルタンクを介した2号タービンへの移送ラインがすでにあり、それが実施計画に未記載の違反状態にあったため、今さら濃縮塩水の2号タービン建屋への移送を『新設』ラインとして申請できない」という事情があったのではないかと私たちは考えますが、いかがですか。これも、実施計画違反や実施計画未記載の瑕疵などを隠蔽する行為の一環だと思われます。そうでないと主張するのであれば、その根拠を具体的に示してください。

[規制庁回答] なし

[東電回答] 地下水ドレン前処理設備の移送先の検討に

あたり、それまでの豪雨・大雨時における建屋への流入量(雨水・地下水、T.P.2.5m 盤からの建屋への移送等含む)は、2016年9月で日量、最大で約1,400m³/日(号機別で単純按分すると約350m³/日ずつ)となっており、このとき2号機においてはT.P.2.5m 盤の汲み上げ水として地下水ドレン及びウェルポイントから約600m³/日を追加で移送しております。

この状況に鑑み、建屋滞留水処理への負荷バランスを考慮し、地下水ドレン前処理設備で処理した水の移送先については、2号機ではなく、3号機へ移送することにより、タービン建屋からの移送量の平準化を図ったというものです。なお、このときの2号機、3号機各々のタービン建屋からの移送ポンプは12m³/h×1台での移送となっていました。

(6)(1)～(3)で明らかなように、「緊急対応」と主張する事实在存在せず、本来は、「地下水ドレン汲上げ水はすべて集水タンクへ移送され、満水時にトリチウム濃度が1,500Bq/Lを超えれば、タンク等へ移送されて貯留し続ける」ことになっていた水です。地下水ドレン汲上げ水のタービン建屋への移送が集水タンクの満水時にトリチウム濃度が1,500Bq/Lを超えることを防ぐために実施されたものである以上、タービン建屋へ移送されALPSで処理された6.5万トンの水は集水タンク満水時にタンク等へ移送されるべき水に相当する水であり、これを希釈・排水するのは運用方針違反であり、実施計画違反だと私たちは考えますが、いかがですか。そうでないと主張するのであれば、その根拠を具体的に示してください。

[規制庁回答] タービン建屋に移送された「地下水ドレン汲上げ水」は、建屋内に継続的に直接流入している地下水と同様、多量かつ高濃度の汚染水と混じり合うことから、規制委員会としては、汚染水として取り扱うべきものであり、実施計画に定められた汚染水処理設備(セシウム吸着装置等)や多核種除去設備等で処理した後、ALPS処理水として海洋放出することが実施計画違反になるとは考えていません。

[東電回答] 繰り返しになりますが、T.P.2.5m 盤における汚染地下水の海側速水壁から海洋への越流回避、ならびに地下水位保持として緊急的に地下水ドレンで汲み上げ、タービン建屋へ移送された水は、運用方針における汲み上げた地下水とは異なり、建屋内に継続的に直接流入している地下水と同様、「汚染水」として取り扱うべきものです。「汚染水」を浄化処理したALPS処理水の海洋放出が実施計画違反になるとは考えておりません。

質問3. 線量告示による公衆の被ばく線量限度 1mSv/年の担保について【原子力規制委員会】【東京電力】

(1)福島第一原発は特定原子力施設に指定され、法令の一部は遵守対象から除外されていますが、「線量告示」は除外されておらず、敷地境界の「実効線量と1mSv/年との比」および「放出放射能濃度と告示濃度限度との比の総和」の合計が1を超えないこと、すなわち、公衆の被ばく線量限度 1mSv/年を超えないことが求められています。しかも、線量告示には、現存被ばく状況や計画被ばく状況の区別はなく、実効線量から除外できるのは自然放射線と医療被ばくだけです。つまり、「追加線量が 1mSv/年を超えなければ違法ではない」とする根拠法令など存

在しないと私たちは考えますが、いかがですか。そうでないと主張するのであれば、その法的根拠を具体的に示してください。

[規制庁回答] 福島第一原子力発電所は、事故時の放出により沈着した放射性物質が広域に広がっており、施設の状態に応じた適切な方法により管理を行うことが必要であるため、原子炉等規制法第64条の2第1項に基づき特定原子力施設に指定し、「現存被ばく状況」を前提とした規制を行っています。この前提の下、措置を講ずべき事項において、追加的な放出等による敷地境界での実効線量を「1mSv/年未満」とすることを求めており、現在の福島第一原子力発電所は、同要求を満たした状態であると承知しています。

また、1F 規則第 16 条(工場または事業所において行われる廃棄)及び 1F 告示は「線量告示」と同様に、廃棄する排水又は気体中の放射性物質の濃度等を制限することを目的としているため、その際に既に環境中に存在する放射性物質からの放射線を含めるものではありません。従って、ALPS 処理水の海洋放出がこの規制基準を満足するかたちで行われる限り、問題があるものとは認識しておりません。

[東電回答] 福島第一原子力発電所は、原子炉等規制法第64条の2第1項に基づき特定原子力施設に指定され、同法第64条の2第2項において、原子力規制委員会が特定原子力事業者(福島第一原子力発電所においては当社)に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、実施計画の提出を求める事が規定されています。

同法第64条の2第2項の規定に基づき、原子力規制委員会が定めた「措置を講ずべき事項」の「II. 設計、設備について措置を講ずべき事項」において、以下の通り規定されています。

～以下引用～

11. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等

特定原子力施設から大気、海等の環境中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。

特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量(施設全体からの放射性物質の追加的な放出を含む実効線量の評価値)を、平成25年3月までに1mSv/年未満とすること。

～引用終わり～

(参考)措置を講ずべき事項

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11105588/www.nsr.go.jp/data/000025782.pdf>

詳細は原子力規制庁へご確認ください。

(2)「廃炉作業に伴う追加的な放出等については、通常の原子力発電所と同様の規制を受けています」と主張するのであれば、敷地境界モニタリングポストで空間線量

が1mSv/年を大幅に超える福島第一原発では線量告示違反の状態にあり、ALPS 処理水の海洋放出のような追加的な放射能放出は原則として認められないと私たちは考えますが、いかがですか。

[規制庁回答] (1)への回答と同じ。

[東電回答] 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第16条(工場または事業所において行われる廃棄)及び、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示第8条において、通常の原子力発電所と同じ「線量告示」の別表第二の廃棄する排水又は気体中の放射性物質の濃度等により規制される事が規定されています。

詳細は原子力規制庁へご確認ください。

質問4. ALPS処理水を海洋放出しなければならない3つの理由について【原子力規制委員会】【東京電力】

政府や東京電力は「廃炉を進めるためにはALPS処理水の海洋放出は避けて通れない」と主張し、①タンクは2023年春頃(今の評価では2024年2～6月頃)満水になる、②廃炉作業のために敷地を空ける必要がある、③汚染水は今後も発生し続けるという3つの理由を挙げています。しかし、これらには根拠がありません。東京電力による6月12日と7月3日の回答は、私たちの批判に正面から答えず、①は「タンク増設はしない」方針ありき、②は「不要不急の敷地利用」計画ありき、③は「汚染水発生ゼロはめざさない」方針ありき、の回答に終始しています。つまり、3つの理由は、「海洋放出ありきを前提に捻出されたもの」だったのです。

(1)①については、「フランジタンク解体エリアには溶接タンク約9万トンが増設可能で、空けた状態の予備タンクが2.5万トンもあり、計12万トンの余裕がある」との私たちの指摘に、東京電力は正面から答えませんでした。その代わりに、②との関連で、「燃料デブリ取出しに関連するメンテナンス施設・保管施設や、1～6号機の使用済燃料プールを空にするために必要な乾式キャスク仮保管設備などを2020年代前半頃に着工する」ため、「フランジタンク解体跡地を含め敷地を有効活用する計画」を対置したのです。つまり、「タンクが満杯になる」との主張は、「溶接タンクをこれ以上増設しないという方針ありきの人為的な理由」にすぎなかったと私たちは考えますが、いかがですか。

[規制庁回答] なし

[東電回答] 今後、福島第一原子力発電所において、より本格化する廃炉作業を安全・着実に進めるためには、敷地内に新しい施設を建設する必要があります。敷地内にタンクをこれ以上の増設は、今後の廃炉作業に支障が出る虞があり、ALPS 処理水を処分してタンクを減らすことが必要と認識しています。

(2)②の敷地利用計画については、事故を起こした1～4号機の使用済燃料の保管だけなら十分すぎる容量(共用プールと乾式キャスク仮保管設備の容量 10,699 体に対し、1・2号機使用済燃料を加えても 9,507 体の貯蔵で 1,192 体の余裕)がすでにあるのですが、事故を起こしていない5・6号機の使用済燃料 2,830 体の貯蔵プールからの搬出・保管が必要だとし、共用プール 6,595 体(容量 6,734 体)の乾式貯蔵化も進めるという新たな敷地利用計

画を持ち出し、敷地が足りない状況を人為的に作り出すとして、「デブリ取出の困難さや廃炉作業の見通しのなさこそが廃炉作業を妨げている主な原因であり、タンク貯留がその主な原因ではない」ことを認めるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。そうでないのであれば、デブリ取出や廃炉作業の見通しについて裏付けのない抽象的なものではなく、具体的な内容を示してください。

[規制庁回答] なし

[東電回答] 廃炉の一環であるALPS処理水の処分についても見通しを付けることは、廃炉作業の見通しを付けることになると考えております。

(3)③についての回答は、「2028年度に汚染水発生量を1日当り50～70m³まで低減することをめざし取り組んでおり、現状において十分管理されていることから、この措置を継続していきます。従って、地下水の流入を完全にゼロとすることはできません。」というもので、「汚染水発生ゼロはめざさない」という方針ありきと言えます。ALPS処理水を海洋放出しなければならない理由など存在せず、東京電力や政府の主張するいずれの理由も、「海洋放出方針ありきの取って付けた理由」に過ぎないと私たちは考えますが、いかがですか。

[規制庁回答] なし

[東電回答] 配管貫通部以外からも建屋内へ流入する可能性は否定できないことから、建屋内滞留水の水位よりも周辺の地下水位を高い水位で管理することにより、建屋外へ汚染水が流出しないよう管理しております。

(4)国際原子力機関 IAEA の7月4日最終報告では、「ALPS 処理水の海洋放出に対するアプローチおよび東京電力、原子力規制委員会、日本政府による関連活動は、関連する国際安全基準と合致している」、「総合的な評価に基づいて、東京電力が現在計画しているALPS 処理水の放出が人々と環境に及ぼす放射線影響は無視できる(negligible)程度である」と結論づけ、岸田首相は「健康や環境に悪影響のある放出を認めることはない。科学的根拠に基づき、高い透明性を持って国内外に丁寧に説明していきたい」(福島民友新聞 2023/7/5)と述べています。しかし、原子力推進のために労働者や公衆に被曝を強要する際に IAEA や ICRP が本来守らねばならない放射線防護体系で必須とされている「正当化」「最適化」「線量限度」に即した評価すら十分にはなされていません。「ALPS 処理水の海洋放出で誰にどのような利益が生まれ、損害が加わるのかの全面的な評価」、「放射線影響をできるだけ少なくするためのALPS処理水処分策の詳細な検討」、「公衆の被ばく線量限度を犯さないことの確実な保障」のいずれも無視されています。また、「国際安全基準」からは「放射性廃棄物その他の放射性物質の投棄(故意の海洋処分)は、種類、形状または性状によらず全面的に禁止する」としたロンドン条約と同条約締約国会議に委嘱された専門家パネルによる評価結果が除外されています。このように「国際安全基準」等は無視したIAEA 報告に基づいてALPS処理水の海洋放出が国際的に理解されたかのように振る舞うのは、「原子力推進のためには労働者や公衆の放射線被ばくはやむを得ない」とする IAEA の立場に立ってALPS処理水の海洋放出を進めることを宣言するものであり、やるべきではないと私たちは考えますが、いかがですか。

[規制庁回答] ALPS 処理水の海洋放出に関して政府において説明されている内容について、原子力規制委員会としてはコメントを述べる立場にはありません。

なお、IAEA が令和 5 年 7 月 4 日に公表した包括報告書において、ALPS処理水の海洋放出に対する取組、及び東京電力、原子力規制委員会、そして日本政府による関連する活動は、関連する国際安全基準に合致していることと結論づけていること、IAEAは、ALPS処理水の海洋放出が、放射線に関する側面との関連で、社会的、政治的及び環境面での懸念を起していることを認識する一方、現在東京電力により計画されている放出は、人と環境に対し無視できるほどの放射線影響となると結論づけているものと認識しています。

[東電回答] IAEA 包括報告書では、IAEA と Euratom, FAO, ILO, IMO, OECD/NEA, PAHO, UNEP, WHO により共同策定された基本安全原則 SF-1 に ALPS 処理水の海洋放出が整合的であることを確認いただいています。

基本安全原則 SF-1 の共同策定機関の中には、ロンドン条約の事務局であるIMO(国際海事機関)も含まれます。(参考)基本安全原則 SF-1

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8659330/www.nsr.go.jp/archive/jnes/content/000013228.pdf>

<質疑>

[司会] 一通りご回答頂いたということで、早速、意見交換ということで、会場のほうから質問を受けていきたいと思えます。大きな1のところを約1時間、非常に重要なところなので、意見や質問を出して頂いて、それから2以降へ進みたいと思えますが、会場からご意見がある方、挙手で。小野さんどうですか。

ALPS処理水は飲めるのか？

[会場] 前回の我々との意見交換会で私が不思議に思ったのが、タンクが満杯になっていると、トリチウム汚染水で満杯になっても、これ以上増えないと。そして、トリチウムというのはだんだん減っていくと、だったら、流す必要がないでしょう。減ってるし、貯まんないと言ってるし。女の人が飲み水にしたらいいでしょうという厳しいことを言ったんですよ。そしたら、答えが、私は飲んでもいいんだが、法律上、飲むことができないと言ってるんです。これは長沢先生に聞きたいんですけど、どうなってるんだか。本当に、飲むことはできるんだけど、法律上はダメだって、本人は飲んでもいいんだって。法律上はダメだという答えなんですよ。トリチウムも、今、貯まっている以上は貯まんない。だんだん減っていくと。だったら、流す必要はない。矛盾だらけで意味がわかんないんですよ、それ。どういうことなんだか、答えを知ってる人に聞きたいんですけど、本当に。トリチウムって今のタンク以上に貯まっていけないのか、何年か経てば減っていくんだとか、これが今、一番知りたいんです。

[司会] 小野さんが言われたのは、18日の相馬双葉漁協での意見交換会で、IAEAの報告で影響は無視できるというところで、誰が無視するんだ、無視されるのは誰なんだと

いう思いだと思うんですけど、納得がいかない、安全なんだったら、飲んでみてくれと。経産省のどなたかが、飲めるもんだったら飲んでみたいですよと仰ったんですけど、法律的に核施設、原子力施設から出た放射性物質を飲むことはできないんです。じゃあ、なんで外に流せるのっていう素朴なものだったと思うんですけど。長沢先生に、というご指名でしたけど。

子どもが処理水の水を飲むイラスト入りチラシも配布

[会場] 私もその、相馬双葉漁業組合の主催による東京電力と国の説明会に傍聴させていただいたんです。そのときに、処理水の水を飲むことができるのかっていうことを仰ったんですよ。経産省の答えは、飲むことはできるんだと、しかし、それは、法律上、放射性物質だから、飲むことが禁止されているんだっていうふうなね、そういう回答だったんです。ところがですね、去年の12月、それから今年にかけて、学校現場にですね、いかにトリチウム汚染水が、処理水が安全かという、曰く付きのチラシを子ども達に配ったんですよ。そのイラストに処理水の水を飲んでいる子どもが画いてあるんですよ。これは一体何なんだというそういう思いもあって、その質問が出たんだろうと思うんですよ。そういうイラストが誤解されるようなチラシが全国にまかれていますよね。だから、その辺の見解はね、本当にどうなのかというのはね、飲めるけれども、法律上はダメだと、そのことを前提にしても、チラシに子どもが飲んでいる風景をね、画いているものを一人一人の子どものみに配るという、そういう行為はね、一体、どうなんだというね。そういう抗議の声もあるんだよね。そのへんの見解はどうなのか、規制庁に聞きたい。

[規制庁回答] 法律上のことが出てきましたので、その点、お話しさせていただきますけども、チラシの件は、実は、私も現物を見てなくて、恐縮でございますけども、その点はお答えできないんですけども、経産省の方が放射性物質なんて飲めないですということなんんですけども、こういうことだと思います。ALPS 処理水は、少なくとも、トリチウムは濃度限度を超えていますので、これは飲めません。こういうことに結論としてはなります。トリチウム以外のところは限度以下にしたものということであれば、排水していいでしょうと。その代わりに、トリチウムを十分に希釈して、トリチウム濃度が基準を下回るようにして、排水する。ここが、規制上、預っているところでございますので、十分希釈された排水は放出できるということなんですけども、これを飲めるかっていうことに関しては、海水で希釈していますので、これを飲料水として、改めて諮らなければ、おそらく無理だろうということでございます。原子力の規制法のところにつきましては、そこの飲む、飲まないということにつきましては規制外でございますので、そういう意味にはなりません。そういうことで、お答えとしては、ALPS 処理水は少なくともトリチウムが濃度を超えていますので、飲めません。こういうことになります。以上です。

[司会] ALPS 処理水は飲めないけれども、薄めたら飲めるという・・・

[規制庁回答] そうは言ってません。原子力規制法の対象ではなくなる。

[司会] 単純に考えたら、薄めても毒は毒でしょうと。一般の人達は、私たちはそういうふう思うんですよ。私たちだけじゃなくて、マーシャル諸島ってご存じでよね、核実験で被害を受けた。その人達に経産省が先日行って、いろいろ説明をしているんですけど、同じことを言われているんですよ。薄めてもやはり、毒は毒だと。

[会場] 規制しなければならぬ規制委員会が、子ども達にチラシを配っていることを知らないっていうのはおかしいんじゃないですか。

[規制庁回答] いや、申し訳ない。それは、私が今日承知していなかったもので、配っていることは、文科省とか、経産省とかでやっているということは存じております。その現物を見てないものですから。その漫画とかですね、そういうことは今日、それに対して答えることはできないという意味でございます。

[会場] 全国に配っているんだよ。全国の子ども達に配っているんだよ。規制委員会の規制のあり方として、そういうチラシが公の場、そして子ども達に配られている事実、それが本当にどうなのかという問題もある。イラストでね、飲んでいる絵がある。それを知らないという。規制委員会の規制のあり方として、これは問題になるんじゃないですか。

[規制庁回答] 大変申し訳ございません。私の不勉強でございます。(「私じゃなくて、規制委員会としてどうなんだ」との会場からの声を受けて) 規制委員会として、イラストに対してコメントできるかということなんですけども、今日、この場でお答えはできないということです。先ほどの海水で薄めた後の海水、希釈した後の処理水ですね、放出後の規制のかからない、原子炉等規制法の規制のかからないものになったりしてしまうと、そこは環境省なり、厚生関係の飲用水としてどうかという話になって、また規制が変わってきますので・・・

[会場] そういうことを言ってんじゃないで、要するに子どもが飲んでいるイラストの入ったものが配られている。全国に。それに対して、規制委員会が何もタッチしていないし、わからなかったとかいうようなね、あなた個人か、規制委員会そのものがわからないのかわからないけど、それがおかしいんじゃないかということを行っているわけですよ。

[規制庁回答] そこは、私個人として承知していなかったことについては、反省致します。

[会場] 東京電力はわかっていらっしゃるんですか。(東電は沈黙)

[会場] いいですね。わからない、わからないで済むんで

すね。私どもではわかりません、原子力規制庁ではわかりません。東京電力ではわかりかねます。何ですか、いつもその回答は。

[会場] いや、あのね、相馬双葉漁業組合でもお母さん達がそういう質問をしたんです。飲めるんですかという。お母さん達が心配しているのは、子ども達や孫達がね、そういうイラストの図を見て飲んでしまうんじゃないかという、そういう不安と、それから、これから先も心配なんです。それに対してしっかり答えてないから、あるいは、そのイラストは間違いでしたっていうようなね、大変申し訳ない、全部回収しますから、お詫びしますということが一切ないわけですよ。だから、これから先、不安で、不安でしょうがない、その浜の母ちゃん達の心配なんだ。

[司会] 話がそのう、飲める、飲めないとか、安全かとか、という話にいますが、まず、一つはそういうことを、イラストを描いたものが文科省あるいは環境省とか経産省とかを経由して、リスクコミュニケーションという名の下に広く、この間、子ども達も含め、配布されているという、それはご存じですよ。東電さんも、規制庁さんもね。中身についても、安全だ、丁寧にご説明して理解をして頂きたいって、仰るのなら、一つ一つちゃんとチェックをされてですね、本当にこれは適切なんだろうか、皆が納得いくような説明なんだろうか、ということを吟味されるというのは、当然のことだと私も思いますが、東電さん、いかがですか。(東電沈黙) 今の話もお聞きになって。そういうイラストの入ったものが全国に配られたっていう事実はご存じでしょうか。(東電沈黙) 知らない？

[東電回答] 福島第一廃炉推進カンパニーの松尾と申します。先ほどのチラシの件は報道等でもあったと思いますので、学校を中心に配布されていたということは、そのことは承知しておりますけれども、私も実物は拝見したことがないので、どういった記載になっているのかというところはちょっとわからないと。ただですね、今ご指摘のあった理解を深めて頂くためのリスクコミュニケーションの活動というのは大変重要なところだと思っておりますので、我々は東京電力として、いろんな資料を作りながらご説明を尽くさせて頂いているところでありますけれども、まあちょっと、アンテナ高く見れば良かったというところがございますけども。ちょっと、そういう状況でございます。あと、先ほどの飲めるのか、飲めないのかというところがございますが、法令上の扱いは、今、規制庁さんからもあったところでもありますけれども、我々の認識としましては、現場で処理水があるのは、トリウムが希釈する前の高い濃度であるという、保管している間はですね、放射性液体廃棄物ということで位置づけられるので、これは法令上、口にできないと認識していますけれども、これは法令にあるとおり、適切な形で処理、あるいは希釈をすることによってですね、環境に放出ができるというところで、そういう状態になれば、放射性物質という観点からはですね、飲んで、環境あるいは身体

に影響はないというものだというふうに、認識しているところですよ。飲めるか、飲めないかというところはですね、飲料に適したものかどうかという考慮がありますので。

[会場] この根本原因を作ったのは麻生さんですよ。元総理大臣の麻生さん、何て言ったの？ 飲んで大丈夫っていわなかった？ 麻生さんは、チラシの件も、何を言っているのか意味がわからないということでしょう。このチラシの件も、国民の税金でしょう。東電が払ってるんですか、このチラシ(東電が「違います」と発言)。違うでしょう。税金を投入して、子ども達が勘違いして飲んだらどうするんですか。これもね、税金を投入しているでしょう。血税ですよ。300億円と聞いたけど、実際はわからないけど。300億円の国税をかけて、正しいんだったらいいよ。何で、正しくないのをわざわざ国が、国はどっちの味方なんですかね、やっぱり国民を大事に、優先するのは国民でしょう、守るべきは。子どもが勘違いし、間違っただけで飲む可能性だってあるでしょう。それがわかんないのかねえ。300億円とか、400億円とかもかけて。根本的にこの原因を作ったのは麻生大臣ですよ。麻生大臣に謝ってもらいたいですよ。あんなこと言ってよ。18日だって、飲んだらいいだとか、何とか出てくるわけだ。国家の元総理大臣がそういうこと言ったでしょう、何年か前に。国のトップが言うもんじゃないでしょう、それ。本当に、我々を馬鹿にしている、福島県民を。我々、一生懸命にね、死にものぐるいに働いてるんですよ。今後のためになればいいなと思って。こんな暑いときに、ひどいんですから、漁師だって、漁師は頑張ってるんですよ、命がけで。倒れた人もいますから。私の息子にだって言うんですよ、無理すんなよって。だけど、漁師は魚を見たら本気になるんですよ。これだけ一生懸命に命をかけてるんですよ。日射病で倒れた人もいますですよ。そういう、一生懸命仕事をやっているんですよ、我々は。生活のために、今後のために、未来の夢のために。これを流したら、未来がないでしょう。どうするんですか。我々に「やめろ」っていうことですよ。海に流すってことは(「そうだ」の声)。我々を守ってくださいよ。一番守るのは我々でしょう。誰を優先するんですか。そうでしょう。方法がないんだったら別ですけど、方法があるでしょう。いろんな方法が。

[司会] その辺の話は後半で、技術的なことも含めて、こだけ漁業者が、先日の18日の説明会もそうですけど、将来のことも考えて、流すのは受入れられない、理解できないという思いは、もう、どんなに説明を受けても、そうなんです。そういうことで、もう1回、話を戻したいと思いますが、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないという約束は守りますと、私も何遍も聞いていますけれども、それが、説明をします、します、理解を得ますといいながら、先ほど、佐藤さんが言ったように、子どもに飲ませるようなイラストを描いたというのは、政府がそういうのを、しかも、政治家がそれを飲むとか、飲まないかという話をするということで、そういう状況で、この夏に海に流すということが言えるのかっていう、そういうことですよ。規制庁は存じ上げ

なかったということですが、東電も子ども達にそういう宣伝があったということは、内容はご存じなかったわけですよね。それがリスクコミュニケーションでいいのか、そんなことで理解できないよという皆さんのご指摘だと思います。

[東電回答] 私のほうからご回答させて頂きたいと思います。経産省様のほうでお配りをされているということで、チラシについては、私も現物を確認してなかったのですが、お詫びをするしかないと思ってございますが、そこも、アンテナのほうが低かったのかなと思ってございます。ただまあ、我々としてはですね、ALPS 処理水の処分を含めて、やはり、丁寧にご説明をさせて頂くというスタンスには変わりはありませんで、そちらの方をしっかりと取り組んで参りたいと考えてございます。

[司会] 有り難うございます。アンテナが低いという問題でもない、あれだけ新聞でも騒がれて、見たこともないということを書いてびっくりしましたね。

説明会で、福島の人達の要望をどれだけ受入れたのか？

[会場] 郡山の藤井です。この説明会と、他の説明会とかの話を聞いて、本当に東電さんは事故の主体として責任をとりたい、そのためにこの説明会があって、丁寧についていることが何度も、ここにも書いてありますけども、今までやってきて、本当に福島の人達の要望をどれだけ受入れて、今ここに、いらっしゃるのかなということを知りたいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

[会場] 私、いわきの佐藤といいます。まず最初にお話ししたいのは、おたくら、東電なり、規制庁なり、責任あって、やめますとか、やりますとか、こうしますとか、言える立場じゃないですよね。いわゆるここにおられる方は。それは当然、仕方ないですが、会議をやった中身についての報告をちゃんとやって、それがやはり関係者に伝わる、何て言うの、共有化されるということがなければ、何回説明会をやっても、何も前進しないし、と思うんです。それで、おたくらは安全、安心ということで、原発を推進してきて、それで事故を起こしたわけですよね。今回も、汚染水は安心です、安全ですと言ってるけれど、これ、誰が信用すると思えますか。ほとんど国民は信用してないですよ。そのことが、政府説明不十分80%、風評被害が起きる87%、というような全国の共同通信社の世論調査がでているわけです。私がこの説明会の話をしたら、あれは茶番劇だよと、それは素人の方ですよ。普通の一般の人が、佐藤さん、あれは茶番劇だよ。あんなの見たら、誰でもわかる、おかしいというのが。安全だ、どうのこうの、そして IAEA、あと規制庁も含めて、何て言うの、外堀埋めたような安心してください、みたいな情報を流してるけども、皆そう思っていますよ。誰もね、政府が言ってることは、その通りだと思ってないですよ。だから、こういう結果が出るんですよ。しかもですね、いかなる処分も行わないと言っているながら、一方では、工事を完遂したわけでしょう。段取りできましたと。そんなね、人

を馬鹿にした話はないですよ。だから、ここにいる皆さんは、はっきり、どういう意見が出たのか、どういう問題があるのか、ということを確認に、上司なり、上の全体に、報告をしてもらわないと、この会議、何回やっても、説明しました、説明しましたって、何回やったって、意味ないでしょう。そのことを、今、前段に話された問題は明らかになったということですからね、とりあえずこの問題に関して、私のほうから意見を申し上げます。

「関係者」とは誰か？

[会場] 二本松の田口と申します。ちょっと進め方として、これは、あれですかね、あのう、今、書いて頂いた1項についてやるということなんですね。

[司会] そうです。ただ、やっぱり皆さんの意見がいろいろ出てくるので、それをみながら、私のほうで整理させていただいています。

[会場] 4項に関係する話ではあるんですけど、最初の関係者、未だに線引きするのは難しいといっている。これはあのう、たぶん、テレビでインタビューに本社の代表が言ったことをそのままここに記載されていると思うんですけど。私ら、関係者というのは、少なくとも、消費者ね、これも含めないとまずいなと、まあ、世界中の人は関係者ですよ、少なくともね。太平洋諸国の人々もそうですし、当然、魚を食べる我々消費者、これは関係者ですよ。その最終的な被害を被るのはですね、漁業関係者もそうなんですが、知らず知らずのうちにその魚を食べて、何らかの健康被害を生ずるような人、消費者なんですよ。これについては、最終的には、そのう、その原因がわからない、と。要するに、国、東電は逃げちゃうんですよ。そこんところも含めた、消費者も含めて、関係者にしてもらわないと困ります。たぶんね、この間、東電の方、説明したと思うんだけど、非常に後退した回答なんで、ちょっと怒りを覚えるんだけど、その点を含めて、改めてほしいと思っているんですけど、いかがですか。

[司会] いくつか出たので、まず、この夏に流すといつて、もう夏になって、こんだけ、いろんな意見が出ている中で、どこまで福島の思い、福島で事故まで起こして、被ばくまで、放射能も振りかぶった、福島の人達の思いをどこまで受け止めたんだろうか、と。安心、安全と言いつつ、事故を起こして、未だに世論調査をすれば、反対あるいは風評被害を懸念というのが大半という中で、そういう一方的な説明ばかりしてるんじゃないか、と。そして、二本松の方からは、関係者って、もう一回はっきりさせてほしい、誰なのかと、東電は考えているのか、と。今日の回答では、そこらへんは、この間の回答よりも後退したんじゃないかというご指摘もありましたが、どこまで福島の思いを受け止めたのか、どうですか、東電さん。皆さんは、一方的な説明ばかりされていると、到底ご理解を得られるようなことにはなっていませんよというご指摘なんですけど。それ

に対してコメントでも結構です。

[東電回答] まず、藤井様からのご意見でございます。ご意見を頂き、大変有り難うございます。仰る通りだと思います。我々、12年前ですね、福島第一で事故を起こしてしましまして、福島県、あのう、皆さまに未だに非常にご不便をおかけし、ご心配をおかけしているという状況で、大変申し訳ないという状況でございます。我々はあのう、福島の事故を起こしてしましまして、これを経験しました。こういった経験をちゃんと踏まえまして、安全にですね、着実に廃炉作業を行って、福島第一の廃炉、福島第一のサイトについてはですね、まだ、さまざまなリスクがあるというふうに考えてございます。こういった下で、リスクをしっかりと下げるといふこと、廃炉作業を安全に行うというところを我々に行わせて頂きたいと考えているところでございます。繰り返しになりますけども、未だにですね、皆さまに大変ご迷惑をおかけしているということについては、重ねてお詫び申し上げます。

[司会] 途中で申し訳ないんですけど、どこまで福島の思いを受け止めたのかというふうに考えておられるんでしょうか。

[東電回答] 先ほどのいわきの方ですか、ご意見されてございましたけれども、こういった会の皆さまのお声というのはですね、社内に伝達して参りたいと思っているところでございますので、皆さまのそういったお声をですね、お伺いするところへ我々も出てきているというところでございますので…

[司会] ごめんなさいね、途中で。意見を言って、それがどういった点に反映されたのかを聞きたいということです。何か、言うだけ言って、その結果がなかなか返らずに、同じことを何べんも聞かされるという、そういう思いをどうしても抱いているんですね、私たちは。それが事実だと思えます。そこら辺はどうですか、どういうふうに。

[東電回答] 皆さまのお声をしっかりとお伺いして、社内に伝えていきたいというふうになります。以上です。

[会場] しっかり意見を聴くということはな、海に流しませんと約束するということでしょう。

漁師にとって一番大事な消費者が納得していない

[会場] 一番大事なものは、夏頃と言って、今は夏でしょう。今、春？冬？小学生も夏休みに入ったでしょう。官房長官が、夏頃だと限定しているけど、なぜ、夏と限定するんですか。我々にとって一番大事なものは、消費者ですよ。消費者が納得しなかったら、我々のとった魚は売れないですから。二本松の方の言ったとおり、関係者は我々ばっかじゃないですよ。本当に、我々は、とってきました。消費者が食べなかったら、消費者が福島県産の魚がいらなかったら、とる必要がなくなるでしょう。今言ったとおり、関係者とは消費者、消費者も納得する、皆も納得して、流せば、

二本松の方の言ったとおり、福島県の魚だって買うんですよ。納得しなければ買わないでしょう。どういうふうに納得させるかですよ。国のトップの官房長官が、夏頃だと、なんで夏に限定するんですか。我々は納得いかない。夏でなくたって、冬だって、来年だって、再来年だっていいんだから。一番肝心なのは、一度立ち止まって、皆さんの話を聞いて、皆さんが納得したら、魚を買うんですから。流したって、納得してたら、消費者は買うんだから、納得すれば。納得の仕方が足りないから、二本松の人が言ってるんだから、流すなって。関係者が納得してなかったら、トリウムは流さないでくださいって。現場に来なくて何がわかるんですか。現場のことはわからないでしょう。岸田総理大臣だって、皆さんの言っている言葉も、俺が言っている言葉も。消費者が納得すれば、我々が捕った魚は売れるんですよ。我々が一番大事なものは消費者なんですよ、我々が一番大事にしているのは、若いお母様達が立ち上がれば、絶対に復興が早まるんですよ。

関係者の理解なしには流さない？

[司会] 小野さん、ごめんなさい。関係者、関係者の理解なしには流しません、陸上保管します、という約束、これは、もう1回聞きますけど、守るんですね。遵守されるんですね。イエスカノーで結構です。こないだから何遍も聞いているので。

[東電回答] こないだから何遍もかも知れませんが、繰り返しになってしまいますけども、やはり、あのう、人によって、それぞれの…

[司会] 関係者が誰かというのは次に聞きますので、関係者の理解が得られない限りは流さずに陸上保管するという約束は守ってくださるんですね。

[東電回答] そちらにつきましてはですね、関係者のご理解がえられるように努力を…

[司会] よく聞こえない。関係者の理解が得られるように努力されるのはわかるんですけど、さんざん努力をされてると思うんですけど、東電なりに、でも全然納得してないと、理解していないということが、今、現状だと思うんですね。で、改めて聞きますけども、関係者の理解なしには流さずに陸上保管する、これは約束です、文書にもある約束です。それはご存じですよ。国もやっています、漁業者に対して文書でね。そういう約束、その約束っていうのは、決して漁業者に対してだけではないですよ、ここにも書いてますけども、廃炉・汚染水福島協議会のメンバー、その協議会でも、経産省、あるいは東電が、仰ってるんですよ、ちゃんと議事録がありますので。その約束は、改めて聞きますけども、守るんですね。

[東電回答] はい、関係者の理解なしにはですね、いかなる処分も行わないという方針に変わりはございませんので。(会場拍手)

[司会] はい、有り難うございます。関係者・・・どうぞ、どうぞ、もう言って下さい。

関係者が反対している中では、流せないのでは？

[会場] 新地の斎藤と申します。私も、何回か、説明会に参加してきました、18日に行われました相馬双葉の漁業組合の説明会も私も傍聴させて頂きました。それで、今、あなた方の言ってるのは、私の理解によりますと、流すって言ってないですよ。現在のところ、放出はしませんとあなた方は言ってるんですよ。現に、私も何回か聞きましたけど、国の経産省のほうは、約束は遵守しますって、経産省も、規制庁さんもそうでしょうけど、東電さんも、約束は守るって言ってるんですよ。その約束っていうのは、理解を得られなければ流しませんよ、という約束ですよ。それを守る、法律も守るって言ってますよね。で、関係者、いろんな関係者がいますけど、直接的に約束してる関係者というのは漁協さんと、実際、文書でやりとりしてるんですよ。これは公的な契約書だと思います、私はですね。そういう公的なことをやっていて、説明会でも、国も東電も皆さん、説明する方々は、全部、遵守します。法律は守りますと言ってるんですよ。で、私の傍聴しました相馬双葉漁業組合、ここでもいろんな意見が出ましたけど、組合長さんも、私は反対です、ということをはっきり言いました。その会の締めるときにも、ここに集まっている漁業関係者の皆さんは、全員反対ということでこれからもうやりますというように、締めたんですよ。少なくとも、それだけ考えただけで、あなた方は放出しないって言ってんですよ、現在のままでは放出しない。普通に考えたら、しかも、法律を守るといってるんですから、あなた、そのう、放出しません。金輪際、放出しませんとは言えないかも知れませんが、現在のところは、全漁連も県漁連も相馬の漁業組合の皆さんも、反対ですっていうふうに言ってる以上はですね、現在のこういう状況の中では放出しない、というふうなことを言明してるんですよ。それは繰り返しますが、どうですか。

[司会] どうですか、東電さん。約束を守るということはそうじゃないかということですね。

[東電回答] ご意見、有り難うございます。2021年4月に開かれた関係閣僚等会議において、福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水に関する政府の方針が決定され、当社は実施主体としてこの方針を重く受け止めてございます。2015年に福島県漁連様に対してご回答させて頂きました、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないとの方針には変更はございません。廃炉の主体として、実施責任主体として、引き続き、漁業者の皆さまを初め、皆さまへの丁寧な説明に真摯に対応して参りたいと考えてございます。

[司会] はい、有り難うございます。ただ、説明しますということは何遍も聞いていますが、質問はそうじゃないんです

よ。今、説明をたくさん聞いたけども、関係者はまだまだ反対ですよ、小野さんを初め、全漁連も、県漁連も、相双漁協も、じゃあ流せないでしょう。約束を守るということはそういうことでしょうかって聞いてるんです。だから、それに「はい」か「いいえ」といって頂いたらいいんです。さっき、そうですねと仰ったように思うんですけど。

[東電回答] はい、このような場も一つの間ではございませんですけども、いろいろな場を通じて、皆さまに、少しでもご理解いただけるように・・・

[司会] そうじゃなくて、理解ができていない今、現在は、流せないですね。どうですか。石井さんでも結構ですが、トップとして。

[東電回答] 済みません、繰り返しになりますけども、我々としては説明を尽くして参りたいと。

[司会] それは聞いてます。

[会場] それ以上のことは言えないんでしょう、はっきり言って。

[会場] それはゴマカシやで。

[司会] それ以上言えないんだったら、言えないで、また、社に持ち帰ってでもいいですけども。ちょっと、常識的に考えて、約束を守るって言って、理解してないって皆が言ったら、じゃあ流せないでうねという単純な話。

[東電回答] いろんな関係者の方がおられると思いますので・・・

[司会] ごめんなさい。関係者のことをちゃんと聞いたかったんですけど、先ほど、二本松の方も言われていた、関係者には、消費者もいる、もちろん漁業者もいる、ここに、質問のところにもいろいろ書いてますけども、それ以外のJAやら、その会議に出ている人、さらには、太平洋の、今、太平洋フォーラムのほうにもIAEAが行ったり、経産省が行ったりしてやってますけど、そういう人達も全部関係者ですよ。と私たちは思ってますし、それが事実だと思いますが、東電としては、いろんな考え方がありますが、そういうもんじゃないと思いますよね。それはどうですか。

[東電回答] 石井のほうから回答させて頂きます。繰り返しにはなりますけども、関係者につきましては、人によってですね、さまざまなお立場の方だとか、背景、影響の度合いだとか、そういう考え方もございます。捉え方もそれぞれ人によって違うところがございますので、そういった明確に・・・

[会場] 東電さんはどういった定義をしてるのって聞いてるの。

放出反対の私たちは、関係者か？

[司会] 端的に聞きます。私は放出に反対する。あなた方とは考え方は真っ向から違います。私は関係者ですか？

(東電沈黙)

[司会] あなた方の立場から考えたら、私のような人は関係者ではないと仰るんですか？

[東電回答] 関係者かどうかというところにつきましては…

[司会] イエスカノーかで答えてください。考え方によって関係者でないというね、そういうこともあると仰ってるんですよ。そしたら、漁業は反対している、漁民は反対している、だけど、小野さんは反対しているから、だけど、口うるさいから、関係者じゃないと、そういうふうに仰るんですか？そこをはっきりさせてください。小野さんは関係者ですか？

[東電回答] さまざまな方がおられると思いますので…

[司会] 小野さんは関係者じゃないんですか。無視するんですね、そしたら。今、発言されたことについて、何回もくりかえし、切々と仰られた、この小野さんは関係者じゃなくて、言っとられることは、もう無視するんだと、そういうふうに、今、仰ったということですか。(東電沈黙)

[司会] できるだけ沈黙の時間は少なくしようという約束をしたんですけど…

[会場] 共同通信の8割の人達は、ほぼ反対なんですよ、反対というか、アンケート調査。まだ説明されてない、と。まだ説明不足だと皆、認識しているわけですよ。ということは、ほとんどの人は反対というふうに理解できるわけですよ。

[司会] ちょっと、ごめんなさいね。関係者のことで、小野さんは関係者ですか？個人名が出て申し訳ないですけど。いろんな考え方があります、捉え方がありますと、で、東電はどうなんですか。反対している私たちは関係者ですか？イエスカノーで。賛成している人、受入れている人だけ関係と言うてたら、ねえ、何のことやらわからない。私たちは関係者ですか？今日ここに来ている人、東電はいろんな考え方があると言われますけど、東電はどう思ってるんですか。すごく重要なことなんですよ。そうでないと、いくら私たちが言っても、関係者じゃないから無視するという。代表して、石井さんでも結構ですけど。一番大事なことだと思うんですけど、関係者。(東電沈黙)

[会場] 黙ってたらダメですよ。答えなさい！

[東電回答] すみません、繰り返しになって恐縮ですけども、一概に、関係者については線引きすることは難しいということでございます。

[司会] そんな抽象的なこと、聞いていないやろう。

[東電回答] さまざまな考え方の方々がおられると思います。

[司会] それは本当に詭弁ですねえ。反対している私たちは関係者じゃないので、理解してもらわなくてもいいって思ってるんですか。さまざまな考え方があるって

[東電回答] さまざまな考え方の方々に、我々としては、説明を尽くして参りたいというふうに考えております。

[会場] 答えられないんなら、持ち帰ればいいでしょう。上と相談して答えればいいでしょう。今、答えられないのに、今、答えられないなら、答えられないでいいんだ。考え方は人によってそれぞれだ。俺と長沢先生とは立場が違うんだから。長沢先生は法律や放射線の専門家、私は海で魚を捕って働いている、海に対しては100%答えるけど、放射能に対しては答えることはできないんですよ。専門家の長沢先生には放射能に関しては答えるべきだ、反対してるんだから。私はお願いしてるんだから。海は一辺汚せば、除染もできないし、我々の子々孫々にも多大な迷惑がかかるんだから。ひとたび海に流せば、永遠に子々孫々に、海が使えなくなる場合もあるし、隣の宮城県だって、今では風評が始まっているんだから、実際に。

[司会] ごめんなさいね。関係者、それぞれ、あのう、考え方が違って、線引きがって、言うけど。じゃあ、もう1回聞きます。反対している私たちは関係者と思って、東電ですよ、さまざまな立場があって、線引きは難しいと言われて、どこかで線が引かれるんですね、難しいということは、で、私たちの前で線を引きますか？私たちは関係者じゃないんですか？イエスカノーをお願いします。

[東電回答] ここに書いてあるとおりでございまして、線引きをするのは難しいと考えておりますので。

[会場] 私と長沢先生は別々ですか。私は関係者、長沢先生は関係者じゃないと言うんですか。はっきり言えばいい。答えなさい。

[司会] 私たちはここに書いてある全部が関係者だと思っています。東電は思っていないんですか？思っていないなら、ないで結構ですよ。次の話になるから。どうなんですか、そこは全部曖昧でしょう。まあ、曖昧にして逃げてしまうという、言い方は悪いですけどね。どうなんですか、私たちは関係者なんですか？(東電沈黙) 答えられないんですか？(東電沈黙)

[会場] 沈黙しないという約束じゃないんですか。

[司会] 皆、怒り出してるんで。お願いします。これでは理解が得られないです、そういう対応では(東電沈黙)。関係者って誰ですか？(誰)というふうにして思ってるんですか？

[東電回答] 本日お配りしている回答の通りでございます。

[司会] 回答がわからないから聞いているんですよ。意見交換はそうでしょう。回答されて、それがわからないから質問が出て、それに対して、今日、答えていただくのが意見交換でしょう。これだけだったら、予め送ってくれたら良かったわけですよ。どうですか。

[東電回答] さまざまなお立場の方がおられるということで

ございますので、明確に線引きすることは難しいと考えております。

[司会] それ以上は言えないということですね。

関係者が誰かわからなければ、説明できないはず

[会場] 関係者がわからなかったら、関係者に説明するんだって、関係者の理解を求めるんだってできないじゃないか。

[東電回答] そういう意味では、さまざまなメディアとかを通じてですね、海外とかも含めて、いろんな方々にですねご説明をさせて頂いて、尽くしているところでございます。

[司会] 海外の人も関係者なんですね。

[東電回答] 海外の方々にもご説明をさせて頂いております。

[司会] それはちょっと初めてお聞きしましたね。海外の方も関係者だそうです。

[会場] 今、言ってることを聞けば、流すのは、夏には不可能だということでしょう。

[司会] 向こうの方が、手を挙げてらっしゃったのでお願いします。

あれだけの事故を起こしておいて、安易に流すんじゃない

[会場] 相馬の山田と申します。風評を出したら責任をとると言いつつ、責任を我々にかぶせようとしているように、最近、見えてきているんです。中国なり、香港で、輸入禁止ですか、の発表したときに、国の政府の方が如何ですというような報道がなされました。如何ですという以前に、我々、地元の人、魚を捕っている人、住んでる人、そういった人達に対してキチンとね、キチンと理解をしてもらおう努力をしないで、ただ単に、国際機関でOKが出たから大丈夫なんだ、それに反対する人達はおかしいんだ、みたいな、そういったことを今、作ろうとしているんじゃないかなという話が見えてしまうんです。いろんな場面、政治の場面、もうね、ウソばっかりついている人が多すぎて、こども達に対する教育にしてもね、片や、元気な子が腰に手を当てて飲んでるような漫画を見せてですね、このこども達が大きくなったときに、放射能は安全なんだよというような認識を持たせるための、それに反対する我々に対して、それはおかしいんだというような認識をですね持たせようとしてるんじゃないかなと私は思ってしまいます。12年前に、3月11日に、テレビのニュースなんかにも報道されましたし、ニュースも、1号機から次々と爆発をするシーンも見せられました。うちの娘の彼氏が原発に勤めてて、あんどきでも、お父さん、無理だ、もうメルトダウンしてるよというようなことを教えられました。大丈夫だ、大丈夫だなんて言ってましたけれども、ちょうど、原発のほうに務めてて、一番危険なところに働いている人は、全員が全員、日本人だけじゃないですよ。他の国から来た人もたくさんいて、働いていますよっていう話な

んかも、聞きました。そういった状況を作って、爆発して、はい、後は誰も責任とんないもん。責任は、ね、誰に責任があるのかわかんないような、あやふやな状況。これから、海に流せば大丈夫だみたいな、ね。ああいうことしておいて。東電とかね、そういう人達はいいですよ。うちは自宅が東京だとか、あるんで。俺らはね、我々が死んでも、子どもも孫も、そのまた孫も、ここで住んでいくんだから。誰が保証してくれるんですか。一番、最初に手段をとる必要があるだろう。それは、我々の声をキチンと聞いて、こうなったらこうじゃなくて、そういう意見もあるねというのが意見交換会だろうし、今までのやり方は違う、あれだなど、ALPSという機械がありますけども、もっと違う、別の種類の機械も出てくる可能性だってあるだろうし、カナダなんかではもっと強烈な機械で、数値を下げる機械もあるなんていう話も聞いてます。そういったことをですね、まだまだ続けていくべきだ。本当に、安易に、簡単な海洋放出だなんていうことは、すべきじゃないというふうに思います。

[司会] どうですか、今のお話を聞かれて。東電の方、そして、最後に南山さんに聞きたいです。東電からどうですか、今なぜ、あわてて流すっていうことをこの夏にとかって(東電沈黙)。皆、これだけ納得していない。私たち皆、関係者ですよ。先ほど、海外のという話がありましたですけど、どうですか。今、そんな流せる状況じゃないでしょう。

[東電回答] 汚染水についてはですね、去年は非常に雨が少なかったもので、年間の発生量は、1日当りですね、年間平均で100トン/日を下回ることができましたけど、最近、国内のあちこちで線状降水帯とかで雨が降っているところで、福島県全体がそうですよね、被害を被って、福島第一も非常に雨には苦しめられているというところでございます。そういった中で、ですね、日々ですね、処理水ですね、汚染水が発生しますとそれを処理したALPS処理水も日々増えているというところで、今ですね、タンクのほうも、非常に逼迫してきている、ということで。今の試算しているところだと、来年2月から6月のところで満杯になるところが、見えてきています。

[司会] それについては後のほうでも議論があるので、今、1番のところで、さっきから繰り返しになりますけども、関係者の理解なしには海洋放出をせず、陸上保管をするという約束に基づいて、こんだけ反対したら、関係者が反対していたら、今、流せないでしょう。意見交換は何のためにやるかという、同じ意見を言うんじゃないくて、お互いに、する中で次のステップということですよ。まず、この状況では流せないでしょう。私たちはそういうふうに思いますが、(4)のところですけど、どうなんですか。流すんですか、流さないんですか。流せると思っっているんですか。どうなんですか。

政府がゴーサインを出しても、東電として流すな

[会場] 脱原発平和フォーラムの引地です。(4)ですね。

私もここを念押ししたいんですけども。おそらく国は、経済産業大臣とも、流しなさいっていう命令は出せない筈なんです。流してもいいですよと言う筈なんです。そこで、今までの裁判で、国は責任はない、東電さんばっかりに責任を押しつけている。こういうようなことが今回も想定される。国は裁判で逃げます。こういったことからですね。(4)の質問、やはり、国がいいって言っても流せという命令ではないと、東電さんが流してもいいですかっていう申請に対して承認というような感じだと思います。つきましては、東電さん、主体的にですね、国がいいっていても、東電さんの判断としてここはちょっと待つべきだという判断をぜひお願いしたい。たぶん、この質問の趣旨だと思いますが、よろしくをお願いします。

[司会] 国がいいって言っても困るんですけど。今の状況で、関係者の理解が得られていない状況で、この夏、今、現在、流せる状況ではないですよ。それについてどうですか、東電は(東電沈黙)。同じこと言わないで下さいね。もしくは、答えられませんが、仕方がないかも知れませんが(「7月23日現在でどうですか」の声)。どうですか、そんなに慌てずに立ち止まったらって。

[東電回答] 申し訳ございません。繰り返しになってしまいますけども、ご理解頂けるように、しっかり務めて参りたいと考えております。

[会場] そういう立場でないのはわかってんで、我々は話してるの。なにも、あなたが答える立場ではないでしょう。会社に戻ったら怒られるんじゃないの。何を余計なことを言ってきたんだと。それがわかってっから言えないでしょう、あんたらは。あんたらはロボットと同じですよ。行ってこい、はい、わかりました。ロボットだって、正當に答えるならね。私ね、時間がなくなるんで、トリチウムが問題になってるけど、要するに、正常に稼働している原発から出るトリチウムと事故を起こしたところから出るトリチウムなり汚染水は同じじゃないじゃの。同じような形で報告してるでしょう。それからですね。ALPSで処理できなかった放射能核種は比重はどうなんですか、海水よりも重いのか、軽いのか、海水と同じくらいなのか、もし、海水よりも重ければ、海底に沈殿して、海底にいる魚介類に相当な被害を起こすと。万が一同じか軽くても、地球上の海水は蒸発して気流に乗って上空に上がって、こちらにも循環しているわけでしょう。海の魚だけじゃないでしょう。そういうことに関して、何の説明もなしに流しますよなんて言える立場じゃないし、本当は、福島県民は相当の被害を受けているにもかかわらず、それに追い打ちかけるように、汚染水を流させて下さいとふざけたことを言ってるんじゃないよ(「そうだ」、「そうだ」の複数の声)。本当なら、海女さんに謝らなきゃいけないだよ。そんなことはね、俺から言われなくても、言いませんと。汚染水を流させて下さいとは言いませんと、言わなきゃならない立場上。

[司会] 今の思いも説明なしにわかんと思います。こんだけ

の中で、流せるはずがないんですよ。だから、それをもう1回、上にも言って、流しませんと、理解が得られませんでしたと、こんだけ努力しましたけども。そういうふうな会社に帰ったら報告して下さい。いいですか、じゃあ、ちょっと時間がないので、2番以降に、バトンタッチで。

[会場] あのう、いいですか。時間もありませんので、仕切り方として、4番を先にやっていただけませんか。

[司会] わかりました。4番、先にやりましょうか。2番以降、司会を交替させていただきます。今、会場から、IAEAの問題について指摘がありましたので、4番目のほうから、ちょっと先にやりたいと思いますけども、ちょっと、問題提起を先にやってください。ごく簡単に、もしありましたら。

IAEAは海洋放出を正当化していない

[会場] 4の(4)ですかね、これ(東電の文書回答)、ずらずらと書いてあるんだけど、これは、我々にとってはよくわからない。しかもここに書いてあるように、IAEAの報告書では、海洋放出は整合的だと言換えてますよ。これ、具体的にどういうことですか。まずね、IAEAというのは、今回の報告書、200ページくらいありますよ。だけど、あの中で、彼らは、先ほどもちよっとお話ししたんだけど、正当化、ご存じですか、正当化、先ほど聞いたら、正当化を知らないと言ってるんだけど、正当化については、政府がやるべきことだから、IAEAは評価してないって、言ってるんですよ。そういう中で、あなた方は、海洋放出は整合的だと確認いたしました。具体的にどういうふうに整合的だと確認したんですか。そこをもうちょっと詳しく説明して下さい。正当化ということについても、IAEAは評価していないんですよ。正当化というのはどういうことかという、計画被ばく状況においては、正当化とは、ある行為が全体として有意義であるかどうか、すなわち、その行為を導入または継続することによって個人及び社会に期待される便益がその行為によって生じる害(放射線によるリスク等)を上回るかどうかを判断するプロセスと書いてある。そこについては、政府もほとんど評価していないし、規制庁も評価していないんですよ。東電もまして評価していない。そこについて、なぜ、こういうことが起こるのか。海洋放出が整合的だというね、訳のわからぬ文書を持ち出して、FAOだとかILOだとか、訳のわからぬものを持ち出して、整合的であることを確認いたしました。どういうことですかこれ。説明して下さい。

[司会] えーっと、この問題につきましては、規制庁さんのほうはですね、原子力規制委員会としてコメントを述べる立場にございませんということで、答えられないということですよ。それでよろしいですか、答えられますか(規制庁、首を横へ振る)。答えられないということだと思います。東電さんはどうですか、IAEAは国際基準に整合しているというふうに言ってるんだけど、それについて、東電として何かコメントありますか?なければ、ないで結構です。

[東電回答] ご意見、有り難うございます。本日ですね、皆さまにお配りさせて頂いたことの通りでございまして、この安全原則SF-1に対してですね、整合しているというところを確認頂いたというところでございます。

IAEAの言う国際基準に、ロンドン条約は入っていない

[司会] ちょっと待って、そのね、国際基準の中にはロンドン条約は入っていないんですよ。IAEAはね、最初からロンドン条約について関与しているんですけども、ロンドン条約で、放射性廃棄物その他の放射性物質については、これを海洋投棄するのを全面禁止する。その根拠となったのはね、専門家パネルの報告書というのがあって、そのう、人に対する影響というのは10億分の1のリスクがある、と。非常に小さいんですけども、無視できるとは言っていないですよ。非常に小さい。だけど、人に害があるかどうかについて、害がないとは証明できない、科学者間で合意できない、そういうふうな報告がロンドン条約の締約国会議であったんです。それを受けて、人に害がないと証明できない限りは、禁止する。全面禁止されたんですよ。そういうふうな経緯があった、そういうロンドン条約の経緯そのものをIAEAは全く無視している。国際安全基準に合致していると言うけれども、ロンドン条約の精神に合致しているかどうかについては、一言も言っていない。これについて、東電は認識していますか。どうですか。

[東電回答] これも本日お配りした回答の通りでございませうけれども、基本安全原則SF-1、IAEAの基本原則でありますけれども、こちらの方にはロンドン条約の事務局である国際海事機関IMOも共同策定者の中に含まれているという認識です。

[司会] それはね、国際安全基準の策定するに当たって、IMOも関与しているというだけのことであって、IAEA報告で国際基準に合致しているというのはIAEAの評価であって、そのIAEAの言う国際安全基準にはロンドン条約は入っていない。敢えて無視している。これは、IAEAがそれを持ってくると、妥当だ、合致しているとは言えないから、無視しているんですよ。そういうふうな実態を東電としてはどう理解していますか(東電沈黙)。これは答えられないと思うので、持ち帰ってください。ロンドン条約では、人に無害であるとは証明できないので、全面禁止された、それについては、国際安全基準には入れられていない、IAEA報告ではね。だから、そのようなIAEA報告を東電として基準にしているのかどうか、そういう疑問が出されました。どうでしょうか。東電、持ち帰ってください。それに対して、どういう検討の結果、ロンドン条約は無視してええと、東電も考えていますというのであれば、そういう回答をください。どっちになったか、いいですか。

[東電回答] はい、承知いたしました。先生の仰ったことを持ち帰って、回答を確認したいと思います。

正当化の責任は日本政府にあり、推奨も支持もしない

[司会] それで、正当化についてですけど、IAEA報告の序文のところに、グロッシ事務局長は書いています。正当化の責任は日本政府にある。IAEAとしては正当化を言う立場にないと、逃げているんですよ。しかも、日本政府が海洋放出するということについては、推奨もしないし、支持することもしない。事務局長はそう明言しているんですよ。そういうふうな経緯から言うと、全然、IAEAはサポートしていない、支持していない、推奨もしていないにもかかわらず、あなた方はIAEA報告に基づいて、国際基準に合致している、影響は無視できる、だから、IAEA報告に基づいて放出するんだと、こういうふうなことを仰っている、それは、間違っているんじゃないですか、引用の仕方が。これもね、答えられないと思いますんで、持ち帰ってください。いいですか。IAEAは正当化する責任は日本政府にある、IAEAとしては海洋放出を推奨することも支持することもしない。これは序文の中で明確に、グロッシ事務局長が書いてます。事務局長は記者会見の中では余り言われないんですけど、ちょこつと言われたこともあるんですけど。そういう、本当に日本政府及び東電にとって痛い中身については一切無視している。それ以外のことだけをIAEA報告だと言ってる。これは一面的で国民を欺くことになるんじゃないですか。といわれました。どうしましょうかと、上に聞いてください。そして、その結果を回答してください。いいですか。

[会場] 報告集読んだの? 読んでないやろ。

[東電司会] 持ち帰って検討しますけど、先生が仰ったとおり、日本政府に対して求めているということも仰ったと思いますので、社内にちょっと確認して持ち帰りたいと思います。

[司会] IAEA報告としては、海洋放出を推奨もしないし、支持しないと、そういうふうな報告書には書いてあるんですよ。そのことも一緒にね、言って下さいよ。

[東電回答] 今回のIAEA包括報告書についてはですね、そのポリシーとして、国のポリシーとしてどうするかということではなくて、放出に関する安全性について評価を頂いたものというふうに考えてございますので、我々としては、私はそういう見解でございます。

「正当化、最適化、線量限度」の三原則すべてが問題

[司会] あのね、さっきから、トリチウムの危険性について問題になりましたけど、IAEAとかICRPが放射線の被ばくをね、人々に強要するときには、原子力利用のためにね、3つの原則が必要だと、放射線防護の体系です。一つは正当化の原則、最適化の原則、線量限度の原則、この3つの原則です。その3つの原則の中で、最適化にかかるような放射線の影響評価、それだけを持ってきて、何かね、被ばくを強要してもええんだと、これは他の原則を無視してるんじゃないですか。そういうふうなことで、人に被ばく

の犠牲を転嫁するということは許されることではない。これは国際的な常識です。IAEA、ICRPの放射線防護原則の常識です。これを満たさない状態で被ばくを強要することはそもそも許されない。それが国際的な常識です。にもかかわらず、あなた方は、最適化のところだけをとって、影響が少ない、IAEAは無視できるといってるけど、無視できるというふうに判断するかどうかは、被ばくする側の判断ですよ。被ばくをさせる側が、無視できるなんて、それはないでしょう（「立場違うでしょう、おかしいでしょう」の声）。そういう一部だけを言って全体を無視する、そういうふうな姿勢はね、放射線防護の原則に合致しませんよ。どうですか。

[会場] 公共の利益を生まない企業体なんだよ。何の生産もしていない企業体なんだよ。

[司会] 後ろで手が挙がっているの。

汚染で住めなくなった自宅をタンク増設に手放してもいい

[会場] いいですか。私は福島県内に住む、さっき、関係者ってさっき言ってきましたけど、私はただの一般市民、福島県民です。そちらから、さまざまな立場、私は立場がないのかも知れませんが、福島県民です。その立場から、ちょっとお尋ねします。ALPS処理水、放出しなければならぬというところがちょうどその話が出て、私がここへ参加したのはそのことについてお聞きしたいことがあるので、ぜひそこに座ってらっしゃる5名の方から、それについての回答を頂ければと思いますので、一つ質問したいと思えます。ALPS処理水のタンク、これをなぜ流すのかということですが、なぜ流さないといけぬのかということ、結局、タンクを置く場所がないから、流すしかないといったところですよ。タンクの置き場所がない、来年の2月から6月くらいに満水になってしまうので、流すほかに今、手立てがないといったところかも、知れませんが、私の知り合いが、震災のときにですね、F1の立地のすぐそばに自宅を構えていた方、避難した方もいますが、今、現在、郡山市に新しく自宅を建てて住んでいる方から聞いた話によると、そこには、数値が高いから住めない、住めないから引っ越ししかなかったというところですが、そのときに、原発の関係の方から言われた言葉というのが、住めなくはなるけれども、ここを有効活用するために、タンクを設置する可能性があるといわれたそうです。その方は3世帯でそこに住んでたらしいんですけど、自分たちがそこには住めないけれども、住めなくなったところにタンクを置いて、活用してもらえらんだらば、ここを手放そうって。私、その話聞いて、そうかそんなふうには、自分のところの土地が有効活用してもらえらなればって、そこで築いてきた生活もすべてなくなって、別のところに家を建てて、東電さんのほうで、そういうふうには活用してもらえらなればって、その気持ちがあったから、私も理解できなくはなかったです。ただ、土地がないから、満水になってしまうから、土地を空けなくてはならないというので、放出しなければならぬというのは、なぜなのかなって。F1の敷地内じゃなくて

も、敷地外でも、一杯余っている土地があるじゃないですか。なんでそこにタンクを建てて、そこに処理水を貯めておけばいいんじゃないのかな、と。これは素朴な質問です。そちら側からすれば、タンクを新たに建設すると、数年の期間を要しますとか、数年の期間を要しますと言っている間に、処理水を流すための下のトンネル？ああいうのを作る暇があるんだらば、余っている土地にタンクを作れば良かったじゃないですか。一般市民としての素朴な質問です。これに対してどうぞお答えください。よろしく願います。

三原則の一部にすぎない放射線の影響だけを評価

[司会] 今、タンクの話が出ましたけど、IAEAのほうをまず片付けときたいんですけど。IAEAについてあなた方は、放射線による影響は無視できるというIAEAの報告のそのことだけを取り上げておられるんですけど、正当化の責任は日本政府にあるとか、線量限度の問題を無視していると、この二つの重要な点、それから、最適化についても、ちょっと意見はあるんですけども、その三原則全体を問題にすべきなのに、放射線の影響評価だけを取り上げて、無視できるというふうに仰っている。これはおかしいんじゃないかというふうに、指摘していますが、どうですか。答えられますか（東電沈黙）。これも答えられないと思うので、持ち帰ってください。いいですか。正当化をまずやって、正当化という場合には、今、発言のあったタンク、これは増設余地があるんじゃないのかとか、汚染水の発生そのものをゼロにできるんじゃないかとか、急ぎの敷地利用計画はないんじゃないか、この三つか絡んでくるんですよ。だから、そういうようなことを具体的に、正確に、科学的に説明することなくして、正当化することはできませんよ。いいですか。そういう正当化の手続きをあなた方は全部無視している。説明してないんですよ。そういうふうな発言が出ました、ということで、持ち帰って、やはり、正当化をちゃんと説明しないと理解は得られませんか、上に伝えてください。いいですか、その結果をこちらに回答してください。いいですね。

[東電回答] 今、先生から頂いたコメントについてもですね、先ほどのものと社内へ持ち帰って、コメントをバックしたいと思います。

一つもタンク増設できないわけではない

[司会] タンクの問題について質問がありましたので、関連して聞きます。タンクの場所がないと言ったけれども、一杯余地はあるんじゃないかと、これについて、私たちも12万トンの予備タンクと増設余地があると、そういうふうな質問をしてるんだけど、あなた方からはそれに対する具体的な回答は一切なくて、事実上それを容認する、認めるような形になってるんですけど、そういうことでよろしいですね。私たちが言っている、タンクの予備タンクもあるし、増設する余地があると、だけど、そこは他の用途に使うため

に増設はしないんだと。で、先ほど発言があったのは、敷地外でもう住めなくなったところにタンクを建てる予定があるというようなことを言われて、それだったら、そこにタンクを建てることも容認してもいいというような住民からの発言もあったと。そういうふうなことについても、タンクを建てるつもりは全くありませんと、いう回答だと。そういうことでよろしいか。

[東電回答] 先ほどの、非常に有り難いご意見というか、そういう敷地外のところを使って良いということは非常に有り難いと思いますが、我々としては、まずは、というか、何とか、敷地の中で、何とか廃炉についてですね、完遂したいというふうに考えているところでございます。

[会場] 敷地が足りないから流すんですね。

[東電回答] いや、じゃあ、この敷地の中で、一つもタンクは建たないのかというと、一つもタンクが建たないというわけではございません。ただし、そうそう先々ですね。この状態を続けていくと、先々に行き詰まるということは、これは明確でございます。今あるこの状態をそのまま一と放置してですね・・・

海に流さなくてすむ方法はあるのに、なぜ追求しない

[会場] 簡単な方法は、地下水の貯まんない方法をやればいいことでしょう。その方法はちゃんと言ってるでしょう。貯まるからタンクが必要なんでしょう。今、長沢先生が言ってるでしょう。汚染水が貯まなくなりますよって言うてるでしょう。その方法も、国にちゃんと挙げてるでしょう。こういう方法があるから。だから、貯まったらタンクが必要になる。逆の発想をしてくださいよ。どうして貯まらないようにするかというように。金もかからない、誰にも迷惑がかからない。その方法があるのに、なんで、海、海、海、海が一人歩きしているんですよ、これ。簡単なんですよ。さっきから言ったとおり、敷地だって、足らなかつたら提供するって、すごいでしょう。海へ流す前提で、しゃべっているからでしょう。逆の発想をしてくださいよ。貯まんない方法を考えて、タンク保管すれば、あと、100年我慢すれば、福島県は平和で誰にも迷惑をかけない。タンク保管、汚染水発生量をゼロにする方法があるんだから。ないんならわかるよ。こういう方法があって、水は絶対止めることができると、地下水が貯まんないで、貯めれば増えていかないんだから。逆の発想がなぜできないの。何で、前に進むことばかり考えてんの。前に進めば、福島県はダメになるからね、これ、実際に。本当に。このまま行ったら、100年後に、子や孫や玄孫とか次の代まで、相当な迷惑がかかりますから。ここで考えてもらって、逆の発想で、いかに貯まんないように、いかに海に流さずに済むように、敷地が足りなかつたら、本当に悪いんだけど、協力してもらって、タンク増設をちょこっとすればいいことであつた。貯まんない方法にすれば流すことはないんだから。

[司会] 小野さんの仰るとおりですよ。流さなくて済む方法

は一杯ある。タンクを増設したり、汚染水の発生をゼロにしたり、そういうふうな方法があるのに、汚染水の排水をやる、それは正当化できませんよ。これはね、日本政府の責任じゃなくて、東電の責任でもあるんですよ。東電は海洋放出は避けることができないと、日本政府と同じように仰るんだけど、なぜ避けられないのか、その説明が一切ない。で、我々は、避けられるという具体的な提言をやっている。ところが、あなた方は、それを一切無視している。だから、正当化できないんですよ。そういうふうなことをこの会場でも散々言われましたと、上に伝えてください。帰って。帰った上で、小野さんの仰ったようなことをなぜ実現できないのか、そこに力を注ぐことができないのか、その理由をきっちり具体的に説明する回答をしてください。いいですか。どうですか、持ち帰って回答してください。

汚染水の発生がゼロになると、床面がカラカラになる？

[東電回答] まあ、あのう、汚染水の発生がゼロにできるかと、いうところがあると思います。我々も目指しているところは、完全にゼロになるかどうか、先生の書いていらっしゃる中で、建屋の地下について完全にカラカラにさせてしまうと、よろしくない。少し水を入れておいた方がいいと。

[司会] 水を置いといたらいいと言うてますやん。

[東電回答] 私も、そうございまして、完全にからからにしてしまうと、中でダストが、前回もお話しさせていただきましたけども、 α 核種などが舞ってしまうと非常によろしくない。作業上もよろしくない。我々も考えてございますので、今の状態はやはりウェットにしておかないといけない。

[司会] いや、そういうことを言ってるんじゃないよ。

[東電回答] ゼロにできるかどうかというと、ゼロにするといずれは乾いてしまうので、ちょっとは、少しずつコントロールしながら、中に入れていかなきゃいけないというところは、ございます。今の目標として、2027年度末、2027年度の中で50~100m³/日というところを今目標にしてやっているところで、昨年が幸い雨が少なかったので、90m³/日くらいでできましたけど、やはり、線状降水帯とか雨が降るところは、全く我々も全く読めませんので、そういったところは、同じ方向を向いているなと思いつつ、急にゼロにしろというところは、さすがにちょっと厳しいのかなと。資料の中で、ちらっと見えたんですけども、1号機については貫通部がないからゼロにできる。これはゼロにはなかなか難しい。1号機は非常に少なくなってきました。ただし、今、入って来るのは2号機、3号機の地下水流入と、あと、やはり雨水ですね、雨水が結構大きく占めていますんで、建屋に屋根のカバーを一生懸命付けようとしているところで、ここでもなかなか線量が高いんで、普通のところでは簡単に取り付けられるようなところでも、うまくいかなく、遠隔でやっているというところがございますけども、そういったところは、鋭意、努力をさせて頂きながら、可能な限り、汚染水の発生量を少なくして参りたいというところを取り組んで

いるというところを一つご理解頂ければなあと思います。

地下水ドレン 6.5 万トンの混在する処理水は流せない

[司会] 持ち帰って検討してください。いいですか、具体的に質問状の中で書いてますので、今日の回答を見ますとね、6月12日の回答および7月3日の回答から大幅に後退しているんですよ。最低限の回答を今回持ってこられたんで、非常に私たちとしてはがっかりしているんです。大幅に後退した回答です。そういう意味ではですね、今日、皆さん方に、具体的に追及してもたぶん、沈黙の時間だけで、また持ち帰ってという話になると思うんで、持ち帰って検討して頂く宿題を出すつもりで、今からちょっと2のほうへ移ります。済みませんが、4はここで打ち切らせて頂いて2のほうに行かせて頂きます。こちらの方はですね、どういう問題かという、ALPS処理水の中に地下水ドレン汲上げ水が6.5万トン、今、混在した状態なんですね。この地下水ドレンが混在したALPS処理水は海洋放出できないというようなことを2月9日の交渉で、規制庁職員の方が仰ったんです。そう仰った意味は、タービン建屋へ直接送った6.5万トンではなくて、6.5万トンがもし、集水タンクへ移送されていたら、そこで、1,500Bq/L を超えてタンク等へ移送されなければいけない、そういう状態になって、そこで止まることに、実施計画なっているんですね。そういうふうな虞があった水だということで、私たちは、元々集水タンクへ全部移送されることになっていたんで、6.5万トンがALPS処理水に混在しているということは、そもそも実施計画違反であって、それを実施計画通りにやっていたら、そのタンクに6.5万トンが別途移送されていたはずだ。そういうふうな水がタービン建屋に、勝手に、実施計画違反で送られていったので、それは、実施計画違反であるだけじゃなくて、元々、集水タンクへ送られるべきものがタービン建屋へ送られたので、それは実施計画違反であると共に、希釈放出すべき水ではない、と。だから、それを、ALPS処理水を海洋放出することはできないということをお私たちは主張させて頂いたんです。今日の回答を見ますとね、規制庁も、東電も、同じ回答で、緊急対応で仕方がなかったんだ。緊急対応でタービン建屋へ送ったので、それは集水タンクへ元々入れるべきだったやつが緊急対応でタービン建屋へいったので、それは仕方がないという、そういうことだったんですね。ところが、緊急対応そのものが存在しないじゃないかと私たちは思っている。緊急対応と仰っている中身について、具体的に私たちは質問しています。この質問に対して、今日の回答は、非常に抽象的で、やっぱり、海側遮水壁を閉じたら地下水位が上がってきたので、汲上げざるを得ないというふうな回答で、緊急対応だったというふうに仰ってらるんですが、まずね、私たちが主張している第1の点は、集水タンクが満水になるほど地下水のくみ上げ量があって、集水タンクが満水の危機に陥っていたかどうか、これがまず第1の論点なんです。で、その論点について、この質問状ではですね、集水タンクへいったのが 29m³/日です。集水タンクの容量は

1,235 m³です。そういうふうな集水タンクの容量と 29m³/日との関係を見ますと、それが集水タンクが満杯になるような危機的な状況があったというふうに、29m³/日の移送量で言えるのかどうか、これは言えませんよね。どうですか。集水タンクが満杯になるからタービン建屋へ移送したと仰ってただけど、そういう事実はないですよ。

地下水位が 2m を超えないよう、緊急対応で汲上げた

[東電回答] 資料のですね、「2.5m 盤水位」という表のスクラップで、数値の羅列した資料で恐縮ですけども、お配りさせて頂いている資料をですね、ご覧頂ければと思います。あのう、私たち、実際、このとき、非常に大きな雨が降ったと、2015年ですね、あのう、福島県に非常に大きな雨が降りました。浜通り地方も同様です。そういった中での検討のものとなりますが、「2.5m 盤水位」の最初のページの左側から見て頂ければと思います。2015年11月1日からスタートしております。これがあのう、その前の月のですね、海側遮水壁が閉合しまして、まさに海側遮水壁の手前のところの 2.5m 盤のところの地下水位が上がってきているというところが、2015年11月1日から上がってくる数字が変わるかと思いますが、1.654 からずっと上がってきているというところが、ご覧頂ければと思います。我々は、ここの 2.5m 盤のところの地上面ということになりますので、そこに井戸を掘って、その井戸の水位を確認している、と。「観測井 B」というものでございますが、こちらが水のレベルを測ったデータになります。まあ、ドンドン、ドンドン上がって、我々のあれですと、2m を超えたところで運用を切り替える、と。この運用というのは、集水タンクのほうに送る運用とタービン建屋に送るところの切り替えが 2m のところにある、というところで。閉じて、1週間ぐらいのところ、2m を超えるというところが、すでに発生しているというところでございます。これを超えるとですね、タービン建屋に送っているということになってございます。先生が仰る中では、これは実施計画に書いてないじゃないかということをお問題視されているということと、後は、先生が書いてくださっている質問状に、こっそりやっているのでないかというところがもう一つの論点かなと思うんですけれども。別にこっそりやっているわけではなくて、我々、こういったところ、公表なり、ご説明させて頂きながらやっているというところでございます。具体的にはですね、資料はご用意してないんですけれども、日付だけ申しますと、2015年8月21日に当社のホームページを見て頂くとわかると思うんですけども、こちらのほうにですね、エーッと、タービン建屋の方へ移送する運用を行っていきますよという、資料名としまして、「地下水ドレンの移送ラインの設計について」というものを公表させて頂いてございます。こちらの中でですね、中継タンクから、我々は前回の回答でも、回答してますけども、こちら当りですね、以前、先生の資料にも一番最初にございますけど、震災直後に海洋流出をさせてしまったというところがございますので、そのところがその影響によりですね、汚染度が高いというところ、トリ

チウム濃度が高いものが出てくるかな、というところもごさいます。そういったところを見据えつつ、もしこういった水位の上昇があった場合に、集水タンクからタービン建屋へ送るところはすでに公表させて頂きながら、進めているというところでごさいます。ただし、これはあのう、トリチウムで分析して切り替えていたんじゃないのかということだと思えますけども、決して、トリチウムを見てということではなく、どっちかという、観測井Bですかね、ここだけじゃないですけども、海側遮水壁を閉じたときの水位を見て、その水位があふれ出さないように、タービン側に送るところをやっていたというところで、当然、トリチウム濃度が高いだろうなということはあるはしますけども、そういったところは副次的な目的というところで、それを主に目的にしていたということではごさいます。トリチウムというのは今でもそうですけど、分析にちょっと時間がかかります。今もALPS処理水もだいぶ迅速化してやろうとしていますけども、それでも、2、3日かかるというものでごさいますので、そんなに、水がどんどんあふれだしているという状況で、トリチウムの濃度を見たらうで切り替えていたのでは、とても遅いので、そういったことはやっていないというところでごさいます。

緊急対応を要するほどの地下水汲上げ量ではなかった

[司会] あのね、実施計画上は、地下水ドレン汲上げ水は全部集水タンクへ送ることになっているんです。そして、集水タンクは 29m³/日の汲上げ量の移送量では、満杯になるどころか、完全に余裕がある状態なんですよ。いいですか、だから、そういうね、実施計画違反をしまで、中継タンクから集水タンクへ移送するんじゃないで、タービン建屋へ移送する、これはですね、計画的に行われておった。地下水位が 2m を基準にして、2m を超えたらタービン建屋へ送るんだ。そういうふうな計画があるんだっただすね、実施計画でちゃんとそれを記述すべきことなんじゃないんですか。事前にわかっていたことでしょう。

実施計画不記載でよいと規制庁が審査の中で判断した

[東電回答] 規制庁様の回答を引用するのは、我々の趣旨ではないような気がするんですけども、そういった当時ですね、ご相談させて頂きながら、これは緊急対応の一貫であるというところで、実施計画にすべてのものが全部書かれているというものではごさいます。例えば、そのう、本当に緊急的にホースを送るとか、バキュームカーをどうするかという、そういったもの、仮設のものとかについてはですね、実施計画に書かないというところがあったりもしますので、そういったところは柔軟に対応するということ、当時ですね、実施計画に記載する事項に当たらないというところを規制庁さんから審査の中でご判断頂いたというふうにごさいます。

規制庁との面談資料ではトリチウム濃度上昇が緊急対応

[司会] それじゃあ言いますけどね。この私の作成したカラ

一のやつがありますよね。その⑤を見てください。色が塗ってある「参考」というところをみてください。2015年8月28日面談資料再掲というのがあって、この面談資料はね、今、規制委員会のホームページからは見ることができないんですよ。2016年以前のやつは国会のほうにもまだデータが行ってないのか知りませんが。この資料は、④の一番上のところに面談(2023.4.10)の資料の参考資料としてついていたのがこの8月28日の面談資料なんですけど、この面談資料の■が5つありますが、その3つ目、「集水タンクにてトリチウム濃度が上昇した場合、集水タンクの水質に影響を与えている可能性のあるサブドレンのくみ上げを停止することも検討する。一方、地下水ドレンは集水タンクの水質に影響を与えている可能性があった場合にも、海側遮水壁から地下水が溢れないよう、くみ上げを継続する。」これはいいですよ。で、汲上げた水は集水タンクへ行くことになっていたんですね、実施計画上は。で、その下、「地下水ドレンでくみ上げた地下水は、トリチウム濃度上昇時に備えて、緊急対応としてタービン建屋へ移送できるよう移送ラインを設置済み。」これ、面談のときに言われたんです。このときまで、規制庁には情報が行ってなかったんじゃないですか。

[東電回答] 繰り返しになりますけども、当社としては8月21日に、その辺のところはすでに公開しているというところでごさいます。

[司会] 規制庁には、いつ、報告されたんですか。実施計画にない、このタービン建屋への移送ライン、これを設置するということは、規制庁に事前に了解は得ていませんよね。

[東電回答] 繰り返しになりますけど、我々としては事前に公表はさせて頂いているというところでごさいます。

[司会] ちょっと待ってください。2015年1月に認可がおりましたよね、このサブドレン等の本格運用、これの実施計画変更申請が2014年の12月に行われて、2015年1月に認可がおりました。その認可が下りた、その実施計画には、このタービン建屋への移送ラインは一切書いてない。そのときまでは、そういう移送は、全く念頭になかったんですよ。違いますか。

[東電回答] 繰り返しになりますけど、実施計画に書くのは、すべての…

[司会] ちょっと待ってください。このね、サブドレン、地下水ドレンの本格運用に関する実施計画の変更申請が2014年の12月に出されて、2015年の1月に認可が下りてるんですよ。3回も補正申請を出されている。その補正申請を出したときにもタービン建屋への移送の必要性は一切書かれていない。審査にもかかっていない。認可がおりたのは、すべて集水タンクへ移送することが書かれた実施計画だったんです。ところが、その1月から8月の面談するまでに、あなたの主張だったら、その面談の

前の 8 月 21 日までにこの移送ラインを設置された。その設置に当たっては、原子力規制委員会に設置しますという申し出はしていませんね。どうですか。

[東電回答] ちょっとその辺の時系列ですね、当時、あれからもう 8 年経ってますので、どういった経緯だったのか、そのへんの確認はさせて頂きたいと思いますが、まずは、規制庁様からのご回答の通りですね、当時、緊急対応の一環として、そういった記載を求められなかったと、いうところだと思います。

[司会] これはね、求めなかったんじゃないかと、あなた方が規制委員会に申請していないから、あとで、事後報告されて、求めなかったことにしようというふうにしたというふうには私は認識しているんです。規制庁さんどうですか(規制庁沈黙)。たぶんね、南山さんご存じないと思いますんで、(原子力規制庁の)本庁に聞いてください。いつ、この件について東電から移送ラインを設置するという事前の連絡があったのか、なかったのか、事後報告は、いつあったのか、それをちょっと確認して、事務局のほうに回答を頂けませんでしょうか。東電も同じようにお願いします。原子力規制委員会に、タービン建屋の移送ラインの設置を申請しなかったんですよね。しなかったかどうか、してないと思うんですけど、そういうふうな意向も確認せずに、東電独自の判断で設置して、事後承諾を得た、これに間違いはないかどうか。持ち帰って確認してください。いいですか。

「集水タンク満水時にタービン建屋へ移送」と言い出す

[東電回答] その辺の時系列については確認したいと思います。ただし、運用方針については、元々、先生の資料にも運用方針を引用して記載して頂いておりますけども、ここで言っているのは、運用ですので、満水のときには浄化設備に移送せずに違うところへ送るといふ、それはタービン建屋ですけども、そういったところも、元々のところには記載していたというところですよ。

[司会] ちょっと待って、タービン建屋へ移送するとは書いてないですわ。タンク等へ移送する、このタンク等というのがあって、これも問題なんですけど、この移送する、集水タンクが満水時に 1,500Bq/L を超えたら、タンク等へ移送して、そこで止まるというように図にはなってるんですね。実施計画にはそう書いてある。だから、これはタンクなんですよ。ところが、このタンクの設置、タンクの仕様、タンクへの移送ライン、これは実施計画の中に出ていないんです。この点はね、規制庁の瑕疵にあたると思うんですけど、南山さんはこれもご存じないと思うんで、この実施計画にある、「タンク等への移送及び原因調査」というふうなフローチャートがあって、その図には書いてあるんですね。このタンクそのものの仕様が実施計画にない。移送ラインの移送配管、そのような規格も一切書いていない。だから、タンクそのものの設計図も、ものそのものもないんじゃないかと。これは実施計画の瑕疵といいますか、実施計画の

不備、重大な不備だと思うんですけど、不備だという指摘があるんですけどどうでしょうかと本庁に聞いてください。

実施計画の新旧記載内容の違いに規制庁が混乱

[規制庁回答] 事実関係はもちろん確認いたします。私、今日、持ってきている現実の今の実施計画のところをちょっと読ませて頂きますけども。地下水ドレンの集水設備ということで、「地下水ドレン集水設備により汲上げた地下水は集水タンクまたはタービン建屋へ移送する。」と、こういう記載があります。ここの部分を言っているわけではないということですね。

[司会] それはね、あのう、前処理設備が作られて、前処理設備が作られた後のタービン建屋への移送なんです。これは、前処理設備で出口濃縮水が出ますので、その出口濃縮水を 3 号機タービン建屋へ移送する。それが、現在の実施計画の記載なんです。その前処理設備ができる前の状態がこの状態なんです。そこには、集水タンクへすべて移送するとなっている。だから、今、南山さんが読み上げられたやつは、新しいやつで、前処理設備の申請されて、2017 年 2 月以降の話であって、それ以前の話ではないんです。

[規制庁回答] 承知しました。いずれにせよ、今持っている書類では見えないということですね。

[司会] そういうことです。南山さんはそのへんのことはご存じないと思いますので、本庁にちょっと問い合わせてください。

[規制庁回答] その当時の経緯がわかっている人間を含めてですね、ちょっと確認をさせて頂きます。あのう、1 点だけ。汚染水という範疇に、仮設のポンプでタービン側へ移送して、汚染水というくりに移送をすると、そのことは我々としては問題ない。その当時の事実から考えても、汚染水ということできちっと、それなりのタンクに移送されて、処理をされていくという、この流れで問題はなかったというふうに思いますけども。その運用としても問題があったということですか。

汲上げ水のトリチウム濃度が高く、集水タンクへ送れない

[司会] 大いにあると思います。それを今から言います。で、あのう、この⑤のところですね、これはですね、4 つ目の■の「トリチウム濃度上昇時に備えて」とあります。これはね、2015 年の 1 月に認可された後でもですね、ウェルポイントからの汲上げ水とか、そこら辺のトリチウム濃度とか、セシウム、ストロンチウムとか全部測ってるんですよ。そこで、トリチウム濃度が非常に高い、10 万 Bq/L 前後であったと、ウェルポイント等についてはね。地下水ドレンを穴あけて、ドレンの観測孔で取出した地下水のトリチウム濃度を検査している。その検査した値については、③のところを見て頂きますと、2015 年の 8 月と 10 月のサンプルがあって、地下水ドレン中継タンク A と B が、3,800Bq/L とか、

2,500Bq/L、これが徐々に上がっている。これがトリチウム濃度なんです。実際に、こういうような、トリチウム濃度の上昇というものをちゃんと測定して、確認しておったのが、この8月、10月の段階なんです。それ以前もたぶん確認しているんじゃないかと思いますが、私の手元にはこのデータしかなかったの、載せてますけども。8月にタービン建屋への移送ラインを設置したと仰っているときには、この事前にトリチウム濃度上昇時に備えてと、目的は、地下水汲上げ水が膨大に増えるからではなくて、トリチウム濃度上昇時に備えてということなんです。だから、先ほどから、東電さんが仰っているのは、地下水位2mのところまで汲上げ水を増やすんだと、これは汲上げて頂いたらいいんですよ。実施計画通りでは、集水タンクへ全部入れれば、いい、トリチウム濃度が低ければ、何の問題もない。集水タンクはものすごい容量があって、空いた状態なんです。その状態でなぜ、タービン建屋へ送る必要があるのかと。そういうふうなことを考えた時に、トリチウム濃度が高かったから、集水タンクへそのまま移送したら1,500Bq/Lを超えてしまう。だから、タービン建屋へ移送したんだと。我々は認識してるんです。そういう事実関係が、現に、この③のデータを見れば、あるから、こういうふうなことを言うと、要するに実施計画上は、集水タンクへ全部移送して、そこで浄化処理をして排水する。トリチウム濃度等が低ければ、できた筈なんですけど。それができないということが予めわかっていたから、タービン建屋へ移送した。というふうに私たちは評価している。緊急事態と仰いましたけど、先ほど説明されたのは、地下水位が2mを超えた場合に汲み上げをします。それが緊急事態ですと仰ってるんですけど、それは事前に予想されたことで、海側遮水壁を閉合したら地下水位が上がってくる。だから、汲上げなければいけない。そういうようなことはもう最初からわかっていた話で、その話自身はですね、⑩を見て頂きますとですね、⑩の開口部を、10mぐらい開けてますよね、海側遮水壁。ここを閉じちゃうと、⑩の下の方印のように海へ地下水が溢れ出してしまう。これは事前に予想されていて、閉合しなかったんですよ。で、閉合するためには、地下水ドレンで汲上げる態勢を整えなければならない。ところが、福島県漁連の同意が得られていなかったの、なかなか閉められなかった。こういう経緯があるんですね。県漁連の同意が2015年の9月に得られた。その理由はというと、ALPS処理水は関係者の理解なしには海へ放出しませんという文書確約があったからなんです。最初に議論した、関係者の理解なしにはという約束の元はここなんです。文書確約をやって地下水ドレンの運営体制が整って、海側遮水壁が閉合できるようになった。閉合したら、当然地下水が上がってくる。それは、緊急事態でも何でもなくて、十分予想されていたことなんです。だから、緊急対応なんていうのはちゃんちゃらおかしくって、海側遮水壁を閉合したら、大量に地下水を汲上げなければならないことは十分わかっていて、それに対する対応はしないといけない、そ

れは、集水タンクへ全部移送するという事になっているから、移送すればいい、そのために集水タンクは1,235m³という大きなタンクを準備しておった。ところが、そこへ流さずに、タービン建屋へ放り込んでいた。これはおかしいんじゃないですか、というのが我々の主張なんです。集水タンクが満杯になるような危機があったか？なかったですよ。これは認められますよね。集水タンク1,235m³、29m³/日を毎日、1週間やっても、満杯になるような危機は出ませんよ。タービン建屋へ送った水、これを集水タンクへ送っていても、集水タンクは全然満杯にはならない。危機的な状態ではない。危機的になるのは、トリチウム濃度が高いからなんです。違いますか。そのまま集水タンクへ送っておったら、これは、1,500Bq/Lを超えて「タンク等へ移送」そこで止まるということになってしまっていたはずや。それをこっそりと、タービン建屋へ送った。そうでしょう。違いますか。

[規制庁回答] 今のご質問は東電へのご質問かと思いません。で、集水タンクからの移送先というのは、当然、処理するためのタンクへ戻すということもあり得るわけですよ。当時。それは違いますか。

[司会] あのね、中継タンクというのがあって、12m³、非常に小さいタンクなんです。そこから、集水タンクへ行くということになっているんですよ。集水タンクから中継タンクへ戻すということはありません。

[規制庁回答] 済みません。私が言ったのは、中継タンクへ戻すじゃなくて、例えば、正に今回やったように、タービン建屋、それから、それを処理する設備のほうにわたすということは、その当時からあり得なかったということですか。

[司会] いや、違います。中継タンクから集水タンクへ出しますね、集水タンクが満水になって、そこで、トリチウム濃度を測って、1,500Bq/L未満であれば、浄化装置へ回すんです。浄化装置で処理されたやつを一時貯水タンク、実施計画ではサンプルタンクというんですけど、そっちへ回すんです。そこから排水処理が始まるんで。一時貯水タンクへ送る水は1,500Bq/Lを十分下回っている水しか送れない。だから、浄化設備へ送って、処理するんだけど、トリチウム濃度が1,500Bq/Lを超えていると処理できませんから、これは浄化設備へ送らずに、1,500Bq/Lを超えておいたら、別のタンク等へ送る。そのタンクが存在してないんですよ。

本庁とは異なる実施計画記載内容の理解

[規制庁回答] その意味で申し上げたのは、別のタンクというのは、まさにタービン建屋経緯で、移送するラインというのが私の理解なんですけど。要するに、薄ければ、当然、処理して流しますね、という合意だと思いますし、そうでない場合は、流しませんと。汚染水として流しませんと、それが重要なところだと私も思いますので、そうでないような方策をいろいろと考えてやっていたと、私は現時点で理解し

ているんですが違いますか。

[司会] 本庁の担当者の方は、「タンク等へ移送および原因調査」、ここで止まる。そこから先、排水するとかいうことはやってはいけない。

[規制庁回答] そうですか。

[司会] だから、海洋放出はできない。それが混じっていたらね。そういうことを仰った、それはその通りだと思います。

[規制庁回答] そういった処理を、濃いのをそのまま処理して海洋に出さない、ということですか。と理解していると、ということですか。

[司会] そういうことですね。

[規制庁回答] そのためにいろんな方策を考えなくちゃいけないということで、現地でもいろいろやっていると思えますけど、そういうことをやっていたということで・・・

[司会] そこは、認識を改めてもらいたいと思うんです。あの、集水タンクへいった水が、タービン建屋へ行くとか、そういうことは実施計画上、全く考えてなくて、タンクへ移送して、そこで止まることになっているんです。「タンク等」にタービン建屋が入っているかという、入っていないですよ。

[規制庁回答] そこはあらためて確認させてください。私の認識は、その当時から、濃い側の、汚染水側のタービン建屋側へ持っていくことはできると、私はそう理解したんです。

[司会] そういうことであればね、集水タンクへ移送すべきじゃないですか。

[規制庁回答] もちろんできるだけそういうふうを持っていくことだと思いますし、そうならないから、緊急対応として、仮設のポンプで2号タービン建屋へ持っていったということ。集水タンクへ持っていくというのは、これは原則ですね、ということは私も思います。ただ、中継タンクから2号タービン建屋へ持っていくたいということに対して、きちっと説明があって、そういう運用ならOKでしょうということも・・・

[会場] サブドレン・地下水ドレンの話でしょう。

規制庁は規制する立場か、対策を提案する立場か

[司会] あのね、規制庁さんの立場からいうと、実施計画に書いてないようなものを、勝手にやられたら困るという立場が原則じゃないんですか。

[規制庁回答] 仰るとおりです。原則としてはそうです。原則を守らなければ、緊急対応できないということであれば、それは、緊急対応として、それは認めましょうという・・・

[司会] ただ、これは突然起こったことではなくて、海側遮水壁を閉合したら、当然、地下水が上がってくるんですよ。

だから、それをどうするかという、それを汲上げて、集水タンクへ入れればいい。これが、実施計画の中身なんです。集水タンクへ送って、そこで、1,500Bq/Lを超えれば、それはタンク等へ移送してそこで止まる、ということになっているんで。その手続きをやるだけなんですよ。

[規制庁回答] 地下水についてはその通りだと思いますし、そこから一歩も出ないんだと仰ることに對しては、集水タンクから処理側へ持っていくというのが、私の理解です。それは確認します。

[司会] そこは違うと思います。

[規制庁回答] そこは違うと思いますので、明確に論点になったかと思いましたが、まあ、そこは確認したいと思います。よろしいでしょうか。

緊急対応でなければ、実施計画記載対象になる

[司会] どうぞ。最後に、実施計画対象設備かどうかということで、ちょっと意見が分かれていますけど。この2号機へのタービン建屋への移送ライン、これは実施計画対象設備ではないから、実施計画に書く必要がないというふうには規制庁さん、言っていないんですけどね。緊急対応だから実施計画に書く必要はないですよ。緊急対応でなければ、緊急事態がなければ、それは実施計画にちゃんと書かないといけないという立場ですよ。

[規制庁回答] それはもちろん。

[司会] だから、今、問題になっているのは、東電が、そういう「危機的な事態」を作り上げて、緊急事態だから移送ラインを勝手に作ることを認めてくれと、事後承諾を求めていると私たちは評価しているんですけど、今、東電は言葉をあやふやにされているんです。そこんところについても、規制庁さんのほうで、事実確認をちゃんとしてください。この移送ラインというのは、規制対象のやつではないのか、実施計画対象ではないのかどうかね。本来なら、対象なんだけども、緊急事態やからしょうがないという判断だったと、私は思うんですけど、それは確認してください。

仮設ポンプによる緊急対応を定常的にやるのはまずい

[規制庁回答] わかりました。しかし、しかしって言うのは、確認はしますけども、そこんところは若干違うところがあって、原則から外れたというところはその通りだと思います、その状況から言うと。仮設のポンプをどこそこに置いて、ここを、緊急だから汲上げて、タービン建屋へ持っていきますと、それが定常的にやるのであれば、それはまずいでしょうというふうになりますね。そこは、立場としては明確に言っておけるとは思いますけども。

[司会] 定常的にやってはったんですよ。

[会場] 6.5万トンですよ、6.5万トン。

[司会] 6.5万トン、ずっとやってはったんで、そこは違うでしょう。この問題はですね、やり始めると、すごく時間が

かかるので、これぐらいにしておきたいと思います。1mSv/年の問題もあるので、こちらへんはちょっと、積み残しが出るんですけど、少なくとも、今日議論した中身については、持って帰って再度回答してください。

[司会] 今回は、時間厳守という約束で、私は初めのほうを取り仕切れなかったというか、余りにも皆さんの思いがなかなか東電に届いてないというところで、結果的にそうなってしまって、申し訳なかったと思います。ただ、1mSv/年の問題も全然、議論できなかつたし、今、宿題もいくつか出ましたので、こちらでも整理をして、改めて文書でやりとりするなりした上で、ただ、結論として、また、初めに戻りまして、現時点で、皆さんの思いとしても、理解ができていない、この実施計画等々、地下水の問題も、クリアされていない。それで、関係者の理解なしには流しません、陸上保管しますということを守守するなら、流せないでしょう、と、そこだけは、なかなかうんとは言わないでしょうけど、今日の結論として確認をさせて頂きたい。こんな状態では流せないですよ、約束を本当に守るんだったら、そういうことです。東電の皆さん、皆さんもお疲れ様でした。

IAEA報告は「錦の御旗」にはならない 海洋放出には、理解なし、約束違反、信頼なし

[脱原発福島県民会議 佐藤さんの縮めの挨拶] IAEAとか、規制委員会の許可を得たとか。あるいは工事が終わったとか。いよいよもって、夏だ。もう判断する時期だ。流していい。そういうふうな局面にあるかと思うんですけど、IAEAは錦の御旗にもなんないし、工事着工、規制委員会認可、そしてIAEA、これ、3種の神器にもなんないし、今、ひとつ大きな理解はね、世論なんですよ。そこに住んでいる住民の方々、そして、全世界のね、関係者なんですよ。いわんやね、東京電力が、あるいは国が出てきたが、関係者の害なんて一度も言わない。せめて、せめて、漁業

関係者にだけは認めるんだ。であれば、漁業関係者は何て言ってますか、全漁連も、県漁連も近隣の漁連も、北海道の漁連も、それから、相馬双葉漁業組合がね、直談判してお願いに行っているわけでしょう。だから、改めて、重ねて、重ねて、重ねて反対なんですよ。だから、この世論をクリアできない限りは、流せませんよ。本当にね。流したらダメですよ。小野さんが言っているように、海は仕事場なんですよ。過去の時代から、地域の中に住み暮らした、生業、文化なんですよ。それを守れなかったならば、何のための復興なんですか。改めて、もう一回ね、しっかり受け止めて、関係者の理解は、未だにちゃんとした回答を得られていない、言わば、理解されてない、そして、約束違反、皆さん方に信頼がない、この3種の神器ですよ。そういう中では、海洋放出はできませんということをね、この夏、今の時期、明言してください。よろしくお願いします。(大きな拍手)

「待った」はある、一度立ち止まって、冷静に考えよ

[新地町の漁業者 小野さんの縮めの挨拶] 本当にお願ひしたいのは、岸田さんが待ったなし。何が待ったなしなんだか。「待った」はあるんです。一度立ち止まって、冷静に考えれば、子どもでもわかるんですよ、答えが。流せば、福島県がなくなる可能性がありますよ。福島は死ぬんですか。3月11日に東京のために事故を起こしたのはしょうがない、それはね。今後なくせばいいんだから。ただ、今、流せば、また、とんでもない事態が起きますよ、これ。慌てる必要はないですよ、これ。本当に、冷静に考えて、一度立ち止まって、「待ったなし」なんて、岸田総理ね、「私の判断で」なんていわないで、冷静に考えれば、子どもでもわかるんです、これ。海に流したらダメだってことは。どうかお願いします。(大きな拍手)

(了)

**呼びかけ団体: 脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、福島原発事故被害から健康と暮らしを守る会、
フクシマ原発労働者相談センター、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、
全国被爆2世団体連絡協議会、原発はごめんだ!ヒロシマ市民の会、
チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン**